

(第一類 第二号)

第七十一回国会
衆議院

地方行政委員会
議 録 第二十二号

(四一三)

昭和四十八年五月八日(火曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 上村千一郎君

理事 小山 省二君

理事 中村 弘海君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 林 百郎君

理事 愛野興一郎君

片岡 清一君

島田 安夫君

前田治一郎君

渡辺 敏三君

小川 省吾君

山田 芳治君

多田 光雄君

小川新一郎君

折小野良一君

出席國務大臣

自治 大臣

出席府政委員

人事院事務総局

給与局長

人事院事務総局

職員局長

總理府人事局長

自治政務次官

自治大臣官房審

議官

自治省財政局長

委員外の出席者

大蔵省主計局主

計官

文部省管理局振

興課長

建設省河川局防

災課長

地方行政委員会
調査室長 日原 正雄君

委員の異動

四月二十七日

辞任

愛野興一郎君

同日

辞任

阿部 喜元君

補欠選任

阿部 喜元君

五月一日

地方公務員退職年金スライド制の早期実現に關する請願(辻原弘市君紹介)(第三四一九号)

同(坊秀男君紹介)(第三六〇〇号)

同(ライプイン等における酒類の販売禁止に關する請願(赤澤正道君紹介)(第三四四八号)

同(白井井一君紹介)(第三四四九号)

同(倉成正君紹介)(第三四五〇号)

同(山田久就君紹介)(第三四五一号)

自治体病院の財政援助に關する請願(高島修君紹介)(第三四五二号)

同(小沢辰男君紹介)(第三六〇一号)

同(旗野進一君紹介)(第三六〇二号)

市街化区域内農地の宅地並み課税阻止等に関する請願(松尾信人君紹介)(第三五二五号)

地方財政の危機打開に關する請願外二件(土井たか子君紹介)(第三六〇三号)

同月七日

地方公務員退職年金スライド制の早期実現に關する請願(野間友一君紹介)(第三七〇五号)

同(板川正吾君紹介)(第三七六四号)

同(江田三郎君紹介)(第三七六五号)

同(大出俊君紹介)(第三七六六号)

同(加藤清政君紹介)(第三七六七号)

同(加藤清二君紹介)(第三七七八号)

同(清水徳松君紹介)(第三七六九号)

同(高田富之君紹介)(第三七七〇号)

同(成田知巳君紹介)(第三七七一号)

同(古川喜一君紹介)(第三七七二号)

同(堀昌雄君紹介)(第三七七三号)

同(武藤山治君紹介)(第三七七四号)

同(八百板正君紹介)(第三七七五号)

同(栗田翠君紹介)(第三七八五号)

水道事業の独立採算制廃止に關する請願(多田光雄君紹介)(第三七〇六号)

自治体病院の財政援助に關する請願(園田直君紹介)(第三七六一号)

同(高島修君紹介)(第三七六二号)

地方財政の危機打開に關する請願外五件(土井たか子君紹介)(第三七六三号)

同(高島修君紹介)(第三七六四号)

固定資産税の免税点引上げ等に関する請願(瀬野榮次郎君紹介)(第三七七六号)

は本委員会に付託された。

五月一日

地方財政の危機打開に關する陳情書(新潟県北蒲原郡水原町議會議長鈴木鈴一)(第二五七号)

都市財源の確保に関する陳情書(大津市議會議長山本佐蔵)(第二七〇号)

市街化区域内農地の宅地並み課税等に関する陳情書外一件(京都府議會議長橋本太郎外一名)(第二七一号)

地方公営企業法による水道事業の財政対策に關する陳情書(北海道常呂郡留辺瀨町議會議長村井博)(第二七二号)

教員給与引上げに伴う地方財源確保に関する陳情書(中国五県議會議長正副議長會議代表島根縣議會議長小山映雄外四名)(第二七七号)

自治体病院の経営健全化に關する陳情書(室蘭市議會議長青野二郎)(第二八四号)

地方財政の強化に關する陳情書外一件(栃木縣議會議長大野陽一郎外一名)(第三二七号)

町村財政対策の拡充強化に關する陳情書(福岡市天神一の一の八福岡県町村會會長三輪修平)(第三一八号)

過疎、過密対策の強化促進に關する陳情書(福岡市天神一の一の八福岡県町村會會長三輪修平)(第三一九号)

地方公営企業の財政確立に關する陳情書(田川市議會議長星野重一)(第三二〇号)

地方公務員共済年金の改善に關する陳情書(田川市議會議長星野重一)(第三二一号)

特別区の区長公選制実現に關する陳情書外二件(東京都板橋區議會議長大沢耀史外二名)(第三二二号)

自治体病院の財政援助に關する陳情書外一件(田辺市議會議長久保義郎外一名)(第三二三号)

地方自治法の一部を改正する法律案反対に關する陳情書(赤平市議會議長高江良男)(第三二四号)

は本委員会に參考送付された。

本日の會議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

○上村委員長 これより會議を開きます。

内閣提出にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田芳治君。

○山田(芳)委員 まず、最初に、大蔵省の方に

第一類第二号 地方行政委員會議録第二十二号

昭和四十八年五月八日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十二号

昭和四十八年五月八日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十二号

昭和四十八年五月八日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十二号

昭和四十八年五月八日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十二号

昭和四十八年五月八日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十二号

昭和四十八年五月八日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十二号

昭和四十八年五月八日

第一類第二号

地方行政委員會議録第二十二号

昭和四十八年五月八日

第一類第二号

ちよつとお伺いをしたいのですが、先般の新聞で、昭和四十七年の決算で約六千億程度の増収が見込まれるという記事が出ておりましたが、昭和四十七年という年は、御承知のように、地方財政でも一兆円が不足するというので、自治省当局も非常に苦勞されたし、また、地方団体も、どうなることかというのを非常に心配しておったわけでありまして、結果的には、そういうような増収が見積りよりも多くなったというわけですが、その交付税へのはね返りほどの程度あるかということとをこの際ひとつお伺いをしたいと思います。

○加藤説明員 三月末の数字しか目下のところ出ておりませんが、補正後の数字で申し上げますと、一般会計が予算額で九兆一千三百五億でございますが、三月末累計で九兆六千三百五十九億、したがって、五千五百四十四億の増収になります。この中で、三税でございますが、七兆三千七百六十七億という実績でございますが、予算額が六兆九千七百七十七億、この差額が四千六百四十九億になります。この三二%分を計算いたしますと、千四百八十八億になります。

○山田(芳)委員 これは四十九年へ繰り越されるわけですから、これは、四十九年の段階でまた清算されるものと思いたすので、それで、一応これは聞いておくことにいたします。

それから、その次に、きょうの日本経済新聞を読みますと、公共事業を抑制するということを本日の閣議で決定をして、約六〇%を切った五九%台の契約を上中期にする。ミックスボリシーと言われるが、いわゆる財政金融政策によって景気の浮揚調整を行なうという従来の政策の一環であるということとはわかるのでありますが、私ども地方におるものとして見ると、最近の実態は、主計官も御承知かと思いたすけれども、セメントは不足している。木材は非常に値上がりをしていて、公共事業は非常に行き悩んでいる。そういう中で非常なインフレーションであるという形になっておるわけですから、抑制をするということについては一つの意味があると思いたすけれども、六月な

いは九月の雨季を前にして、昨年は非常に大きな災害が各地にあったわけでありまして、災害復旧については、地方ではほとんど手がつけられない。特に、これは御承知かと思いたすけれども、いわゆる中小の業者は、たとえ入札を指名されても、落札がないというのが現状であります。したがって、不要不急のものをとめて、セメントをそういう中小企業に回すというようなことを、この前も国会の中でも発言をされておるようでありまして、けれども、しかし、災害復旧については、何としても早く完成をしてやらなければ、六月なりあるいは九月のいわゆる災害時に對して非常に困るわけでありまして、六〇%を切った契約高ということとは、そのこと、それ自身に意味はないとは言いませんけれども、災害についてどういふふうにかえられるか、この点ひとつお伺いをしたいと思います。

○加藤説明員 本日の閣議で、大蔵大臣から、いまの繰り延べの御報告を申し上げていると思うのでございます。したがって、私ども、必ずしも詳細全部について承知しておりませんが、聞きますところによりますと、豪雪地帯、積雪寒冷地帯とか、あるいは生活環境施設とか、それからただいまのお話の災害復旧とか、こういうようなものにつきましては、繰り延べにあたりまして、各省におきましては、繰り延べにたいしてお話しているような配慮をいたしておるよう聞いております。

○山田(芳)委員 この点は、地方財政担当のほうの大蔵省の主計官も、十分に、くれぐれも配慮をしていただくようお願いをしておきたいと思いたす。

では、いよいよ本論に入りますが、まず、第一に、現行の地方交付税制度というのは、御承知のように、昭和二十四年八月のシャープ勧告に基づいて制度化されたわけでありまして、そのときは地方財政平衡交付金という形であったわけでありまして、このときには地方の財政事情にに応じて交付金の金額をきめるという方式であったわけでありまして、それでは、そのつどそのつど予算によ

て非常に左右されるという不安定さの中で、昭和二十九年に現在の地方交付税制度というものができて、いわゆる三税の一定割合というもので今日に至っているわけでありまして、近時、社会経済の変動が非常に激しくなっている中で、地方団体の財政需要というのは飛躍的に増大をしている。こういう中で、これをまかなうに必要なる財源というものが、三千三百ある現在の地方団体が付与されていないことは、これはわが委員会として主張しているところであるわけでありまして、したがって、現行の財政制度全体を根本的に検討する必要があるというところは常にわれわれは主張しているわけでありまして、現実には、総体的に根本的に洗い直すということがなかなかできかねているという現状も現在であるかと思うのです。私は、そういう立場に立って、こういう流動的な、激動的なときにこそ、地方交付税の原点をもう一遍考え直す必要があるのではなからうかというふうに考えておるわけでありまして、

さて、昭和四十八年の地方交付税の予算は、約三兆円になろうという大きなものであります。地方交付税法の第一条を讀みますと、この地方交付税の趣旨とするところ、目的とするところは、一つは、いわゆる財源の均衡化、財源調整ということがいわれるわけでありまして、第二の目的は、それを通じて、地方団体が交付税の中に幾ら積算されているかどうかというところを見ながら、地方団体の地方行政の計画的な運営を保障するということに書かれておるわけでありまして、三兆円もの金は、これはおおむね国庫補助金に見合う額に近いわけでありまして、そういうもので財源調整という立場はもうすでに失われておつて、いわゆる財源付与であつて、財源調整などというものはない。いま、地方団体全体を見ても、都道府県においては、四府県しか交付税をもらっていない府県はない。大都市というところでも、軒並み交付団体になっている。そういう状況の中では、いわゆる多いところから取って少ないところに戻る

すというふうな理論はすでに失われているのだ、明らかに、財源調整ではなくて財源付与である、そういうふうな立場に立つて考えると、私どもとしては、現在、交付税の中に内包されているいろいろの問題点があるというふうに思いたす。

そこで、一つ二つお伺いをしたいというふうに思いたすけれども、現在の地方交付税の機能というのか、使命というのか、そういうものについて、私がいま申し上げたような観点から、昔の静的な地方財源の調整機能というものをはるかにこえていく機能をもたす段階に來ている。私など若いときには、いま文部大臣をやっている奥野誠亮さんがちやうど財政課長なり局長をしておられて、常に私どもに言つたことは、地方交付税というのは、特定の行政目的を誘導する作用をするものではなくて、あくまでも一定水準だけを保障する機能であつて、それ以上のものは交付税に与えられないのではなからうか、それは補助金の作用であるというのを言われていた。しかし、法律の目的はそれ以来一つも変わっていないけれども、内容的にはずいぶん変わってきているというふうに私は考へるのです。そこらあたりのものの考へ方について、まず、基本的に、政務次官というよりも、財政局長さんにお伺いしたい。

○鎌田政府委員 御指摘の点でございますが、これは御案内のとおり、現在の交付税になりましたまでの過程はただいま山田委員からお話があったわけでございますが、そのとおりでございます。当初、たとえば町村財政補給金あるいは地方分与税、配付税といったような、どちらかと申しますと財源調整機能というものを重点にしておつた時代から、平衡交付金、それから現在の交付税というふうになり、財源調整というものを一方において行ないつつ、地方団体の計画的な行政運営というものが確保されるような自主的な財源を保障する、いわゆる財源調整機能から財源保障機能へ、こういう一つの大きな流れの中におきまして、しかも、他方におきまして、地域住民の地方団体に對する行政需要というものが多様化してまいる、

あるいは複雑多岐にわたってまいる、こういうものによつて対処していくかということであらうと思うわけでございます。その場合におきまして、私ども、地方交付税法の第一条に書かれておるところでございすけれども、地方団体の独立性を強化する、あるいは自主的な行政運営を確保するといふ意味で、地方団体がこの財源といふものについてひもをつけれないといふことがやはり一つの基本になるのだらうと思ひます。

第二の問題といはしましては、この地方税といふものと地方交付税といふものの中に、中間的なものといはしまして譲与税がございすけれども、この地方税、譲与税、交付税、大きくは地方税と交付税、これをどのようにならしてまいるか。その間に国庫支出金といふものがあり方といふ問題がからんでまいるのだらうと思ひます。私ども、端的に申しまして、まず、第一義的には、地方税源といふものを強化する、第二義的には、そういう強化された地方税源と並びまして、交付税といふものによる財源保障機能といふものを重視してまいる、こういうことで進んでまいるべきではないだらうかといふふうに基本的には考えるわけでありま。

なお、それとあわせてまして地方債の機能、これは、立ちおくれのはなほだしい社会資本の急速な整備といふ要請にこたえてまいります上からも、あるいは負担の世代間の分配といふ面から申しましても、やはり地方債の機能といふものを無視することはできない。そこで、地方税、交付税、それを補完するものとして地方債、こういうものを三本柱として考えてまいりたいといふふうに考えておる次第でございす。

○山田(考)委員 財源保障的な意味に変わりつつあるといふ点については、そのとおりだと思ひますが、ただ、具体的問題になりまして、現在、交付税の機能といふか、作用が必ずしも明確に区分をされてないところが、いまの密接な関係のあるところの補助金なり起債あるいは税といふものの中で、それぞれ体系は違つてはいても、非常

に区分がされてない部分が多いのじやないかといふことを、一、二例をあげて私は申し上げてみたいと思ひます。

まず、第一に、これは文部省の方も来ていただいておると思うのですが、私学の補助金に例へてみたと思ひます。私学の補助金については、御承知のように、大学については、文部省から、施設費の補助あるいは運営費の補助を、補助金として最近直接出すようになりまして、また、昨年から、幼稚園については、市町村が負担をすることを一定の条件として、幼稚園にも補助金を文部省は直接出しておられる。ところが、まん中にある高等学校については、文部省は一銭の補助金もお出しにならない。したがって、やむを得ず交付税の中で、昭和四十八年は二百九十億でしたか、財源を無理してさいてといふか、本来なら補助金で処置すべきものを、交付税の中に計算をしていふといふことで財源を付与してゐる。幼稚園に補助金を出し、大学に補助金を出している。それでは何で私学の高等学校に補助金を出さないのか。それなら交付税といふのは補助金の身がわりじやないかといふふうにお考へにされるか、ちよつとお伺ひしたい。

○宮地説明員 振興課長の宮地でございます。私ども、文部省の補助金といはしましては、私立大学については、先生御承知のとおり、昭和四十五年度から経常費の補助金が交付されることになったわけでありま。ただ、私立の高等学校以下に對しましては、やはり四十五年度から、交付税で同様の財源措置がなされることになったわけでありま。考え方の基本といはしましては、私立の高等学校につきましては、都道府県知事が所轄庁の長であるといふたてまえがありま。すので、経常費につきましては交付税で財源措置をお願いいたしたいといふようなたてまえをとつております。

ただ、一般的に特定目的に應じまして補助金を交付するかどうかといふのは、それぞれまた別途あるわけでございまして、たとえば理科教育振興といふ観点から、理科教育の設備費の補助金を出すとか、あるいは産業教育振興といふ観点から、産業教育の施設設備費の補助金を出すといふことは、これは、補助金として、それぞれ法律に基づいて出すケースはあるわけでございす。ただ、私立学校に對する経常費の補助については、大学にいたしましても、たゞいま現在の制度としては、大学については、文部省が所管庁であるわけでありま。すから、文部省から補助金を直接交付していく、高等学校以下については、御案内のとおり、交付税で財源措置をしていただきまして、所轄庁の都道府県知事から出していただく、そういうたてまえをとつてゐるのが現状でございす。

○山田(考)委員 ちよつとかみ合わないのですけれども、行政監督をしていけば、そこから財政を支出しなければならぬ、それは、財政負担団体と行政的な監督機能とは一緒でなければならぬといふ議論は何にもないと思ひます。それからもう一つ、私の聞いているのは、補助金を、といふことを言つてゐるのであつて、都道府県知事が出されることについておかしきと言つてゐるのじやなくて、都道府県に補助金をどうしてお出しにならないのかといふことを聞いているのです。そこをもう少し明確に言つてくだされ。

○宮地説明員 都道府県に對して補助するか、交付税措置をとるかといふのは、これは、現行制度では交付税措置をお願いしてゐるというのが現状でございす。が、先ほどの都道府県知事が所轄庁の長であるから都道府県知事が補助をするといふこと自身、その問題も一点あるわけでございす。が、高等学校の生徒といふのは、大体当該都道府県に住んでゐる子供が多いといふのが第一点ございす。それと、高等学校の進学率といふのは現在八七%をこえておるわけでございす。が、公立高等学校については、都道府県が公立高等学校を設置し、その運営費を出しておるわけでございまして、私立高等学校に參るか、公立高等学校に

參るかといふことで、学校の設置者の區別によつて父兄負担に差があつては困るというやうな観点から、私立高等学校に對する運営費の補助も四十五年以降出されることになったわけでございます。文部省といはしましては、現在のところ、大学に對しては直接補助制度をとつておりますが、この四十五年度から実施いたしました経常費補助が、大体五カ年計画で、経常費の人員費の二分の一を補助金として支出するといふことを目途としたしておるわけでございまして、現在、四十八年度でその第四年目といふことになるわけでございす。目下、年次計画といひます。か、そういう年次的に拡充をはかつていくということで施策を進めてゐる段階でございす。で、現状といはしましては、高等学校以下に對して交付税措置をお願いしてゐる。その財源措置の拡充をお願いいたしまして、私立高等学校以下の教育水準の向上をはかつていただく。現状といはしましては、そういうたてまえで進んでおるわけでございす。

○山田(考)委員 私は額の多寡を言つてゐるのじやございせん。私の論点は、いまの交付税の機能を聞いているので、多寡の問題をいま申し上げてゐるのじやないのです。交付税の機能といふものが、ある意味において補助金の先行的な役割りをしているやうな部分が多いのじやないかといふ一例を私学の補助金で申し上げたのです。ですから、いまのいろいろ額の問題や拡充の問題については、それはまた別途文教委員会等でお聞きするとして、私の言つてゐるのは、補助金でやるべきものを、交付税に算入したものでよつて財源措置をしてゐますからといふ言い方についてはおかしいのではないかと、交付税には交付税の機能があり、補助金には補助金の機能があるのだといふこととで補助金制度ができ、交付税制度ができているのに、混淆してゐるのじやないかといふことをお伺ひしてゐるのです。

それじや、もう一つ、違つた例を申し上げてみましょう。通学の補助金制度といふのがありまして、文部省が一時とつておりましたけれども、

時限立法でおやめになった。これが過疎の足という形の中で、運輸省がある部面について補助金を出して、交付税でバックアップをするという形になった。それ以前は特別交付税等で、過疎の地域における通学なり住民の足の確保ということをやったことがあるわけであります。ですから、そういう点を見ても、本来的に補助金を出すべきものであるのかかわらず、交付税で、各省がおやりにならないから、自治省においてそういう予算措置をしながら補助金制度を打ち立ててきたという形になっているのじやなからうかと私は思う。また、現在、過疎債、辺地債というのがございまして、そして、その七割なり八割というものを、暫定的ではあるけれども、十年間にわたってカペーをして、交付税で元利を見ていくという措置をやっておる。これは私に言わせれば、各省が過疎については補助金のかさ上げをしていくべきではないか。たとえば近畿圏、中部圏、首都圏等において、特定の公共事業についてはかさ上げをしている。そういうものにかわる考え方を過疎なり何なりに導入をしている中で、交付税がその元利をあとから追っていく形の中でカペーをしていくということとは、結局、補助金の見合いをここでやっているのではないか、交付税機能の立場から言くと、補助金の機能と交付税の機能が若干混同しているのではないだろうかという感じが私はするのですが、私の考えが間違っていたらけっこうなんです、そこらあたりについて、財政局長からお願したい。

○農田政府委員 御指摘のような点が全くないとは言えないと思います。ただ、基本的に考えてまいりまして、この交付税あるいは前の平衡交付金のときはまさにそうであつたわけでございましてけれども、要するに、国と地方とで、国が負担すべき事務と地方団体が負担すべき事務というものを明確にいたしまして、地方団体が負担する事務については、それに対応する財源措置というものを考えてまいる。これは基本的には、まず、第一次的には地方税であり、第二次的には交付税で

あり、国庫負担金、補助金、いわゆる広義におきます国庫支出金というものがそれに加わる。

その場合の割り振りを一体どうするかという、一つの極端な考え方といたしましては、国の補助、負担金というものは最小限度にとどめて、できるだけ交付税をふやし、あるいは地方税をふやして、地方団体の自主財源で、地方団体の自主的な判断に基づいて支出をさせていく。これも一つの行き方で、ある意味において、民主政治のもとにおける地方自治のあり方の一つの典型だと私は思うわけでございます。ところが、そこには、先生御存じのとおり、経済力の地域的な不平等等という問題もございまして、あるいはまた、国として、いわゆるナショナルミニマムといったものの要請もあるわけでございますので、そのところは、交付税でどれだけのものをふやし、あるいは国庫支出金でどれだけのものを立てていくかという、ある程度は相対的な判断の問題になるかと思ひます。

ただ、たゞいま御指摘になっておられます私立高等学校以下の助成の問題につきましては、歴史的な経過があるわけでございますが、現在の制度というものは、それなりに、私どもの解釈をもつていたしますれば、大学教育というものは国が受け持ち、高等学校以下の教育というものは国が受け持ち、地方団体が受け持つ。その場合におきまして、国が地方団体に對しまして補助金を出して、それに地方団体が裏負担をいたしまして助成をするという形がいいのか、あるいは、そういうものも全部ひくるめまして、地方団体のいわば与えられた一般財源の中から私立学校に対する助成を行なっていくかというの、これは一つの政策判断の問題ではあるかと私は思ひますけれども、やはり、現在の高等学校について、公立の場合でございしますれば、地方団体がまるまるこれを負担いたしておる。あるいは、私学の場合でございしますれば、それとの見合いにおきまして地方団体がまるまる助成をする。それに対応する財源としては交付税。もちろん、交付税は打ち出の小づちではご

ざいませんで、時代の進展につれまして総額を確保してまいらなければならないわけでございますが、それなりに、基本的な考え方としては一つの指向されるところではないだろうかというふうに考えておる次第でございます。

○山田(芳)委員 おっしゃる意味はわかるのですが、交付税の税率を上げるべきだということを言おうと思つて言つておられるのですが、こういうものをいまのワクの中で、あるならばできるだけ補助金にして、三二%のワクでもっと地方団体の財源補正をしてほしいということを私が最後に言おうと思つたのですが、先にそういう御意見を言われたので、これはあとからまた締めくくります。

私の言う意味は、混淆しているのじやないか、そういうところをもう少し整理をすべきだということに思つておられることとすると、私がこれから質問をするような点に交付税は使われていくべきだというふうに思ふのですが、一昨日ですが、新聞に、自治省がいま言われた、われわれから言えばシビルミニマム、まあ、ナショナルミニマムといひますか、地方団体として、いわゆる行政水準のあるべき姿というものを描くべきではないか、それに向かつて交付税が一定の役割りを果たしていくということが書いてあつたが、交付税の中には、いま言ひましたように、補助金見合いのようなものが入つておるかと、あとからこれも触れていきまふが、たとえば事業費補正のように、仕事をすればするほど交付税がふえていくというようなものもあれば、たとえば地方団体に對しては、六つも七つも保育園はあるけれども、標準団体に對しては四つしか幼稚園は認めていない。しかし、現実には六つも七つもあるという場合に、それは結局自己財源という形になつておる。それでは、その団体によって、四つの幼稚園で事足りるのかということになると、これは自治省が先目発表した内容から言つと、交付税の標準団体に對する施設とかその他と、いまの、自治省のどの課でやられたのか知りませんが、おそろく振興課あたりでやられたものとの間に非常な乖

離がある。だから、自治省が地方団体の水準としてはこれなんだということをお示しになるのなら、交付税もそれに対する誘導措置をすべきではないか。

かつて、いまから十数年前、自治省に調査課というのがあつたときに、これが再建課に後になつたのでありますが、調査課のときには少なくともそういう試みがなされました。各地方団体に對して、市町村において、少なくともどのくらいの施設を持つことが地方団体としてのあるべき姿であるかということとつやつやとみようじやないかという試みをやつたことがあります。現在の地方団体において、政府から見ると、もっとシビルミニマム的な、いわゆる文化的で健康な、憲法の保障するような地方団体の機能を果たすために、どういふところの施設、どういふところの学校なり、保育所なり、あるいはまた社会福祉の状況が行なわれるのが適當であるかという試みを発表されて、それは十都市において行なわれた。これは、おそらく、交付税が十都市を一つの標準団体にしておりますから、それを一つの足がかりにしてされたものであらうと思ひますけれども、都道府県においても、あるいはもっと小さな市町村においても、あるいは指定都市においても、どういふものが標準的なものであるかという一つの設定をしながら、その中で、交付税というものがある誘導的な役割りを果たすべきであるというふうにおもうのですけれども、現行の交付税はあまりにも現状のあと追ひをし過ぎておつて、当面の財政対策のみに追われておる状況が大きい。そういうナショナルミニマムでもけっこうですから、そういうものを設定して、三二%などという率にこだわらずに、地方団体として果たすべき役割り、機能というものをから見る、いわゆる文化的にして健康的な自治体をつくるための必要な施設、基準、文化水準というものを設定をし、それに誘導していく役割りとしての交付税のあり方というものはあるのではないだろうかと思ふのですが、その点についてはいかがでしようか。

たたいま御指摘になりました都市の生活環境と申しますのは、まさに、市民が快適な都市生活を営むために必要な生活環境施設の整備というものはどのようにあるべきかというものを、人口十万人の都市を対象としたしまして、それを大都市周辺都市と地方都市の二つのタイプに分けまして、自治省が財団法人日本都市センターに研究を委託したものが、例の一昨日の新聞に出ておりました都市生活環境に関する研究報告でございます。

私どももいたしましては、御案内のとおり、交付税におきまして、毎年、標準団体にのみきまる標準的な施設の行政水準というものを設けまして、それを基礎にいたしました交付税の算定をいたしておるわけですが、そこで見込んで

で出されておりますものとの間にはかなり大きな開きがございます。他方、御案内の経済社会基本計画といったものも先般策定を見たわけでございますし、私どもも、そういうものはないまげながら

ら、たとえば今後十年間におきまして、地方団体の、たとえば生活道路の舗装率、あるいは下水道の普及率、あるいはごみなり屎尿なり、あるいは都市公園なり、こういったものの到達すべき施設水準の目標を立てましてそれと各年度ごとの

うに割り振っていくか——現在、御案内の地方財政計画におきまして、長期計画事業費というものでそれは芽を出しておるわけでございますが、それにさらにただいま申しましたようないろいろな

○山田(芳)委員 それは交付税で誘導策をとるといふことは、もちろん、いまの三二％では当面の

このうえで、それに誘導していくような財源措置

を交付税においてやるといふことはいかがなもの
でしょうか。

○**鎌田政府委員**　その場合の財源でございますが、繰り返して申し上げますように、これにつきましては、財源としてはもちろん交付税だけではないわけでございますし、先ほどからお話が出ておりますような、国庫支出金の合理化という問題もございまいしうし、あるいは地方税源の充実という問題もございまいしうし、あるいは地方債の役割りという問題もあるわけでございまして、それらを総合勘案しながら、交付税の総額というもの定めてまいる。当然、その場合におきまして、他の財政需要とのからみ合い、あるいは税源の充足とのからみ合いにおきまして、交付税率の問題というものも検討の機会がまいらうかと思ひます。

○山田(考)案 もちろんそうでありますけれども、交付税で先導的な役割りをひとつやってほしいというのが私の意見でありますので、これを読んでおいていただきたい。

体における目標というものを、十万都市の、いわゆる二つのタイプに分けておつくりになったわけですが、それをやはり交付税へ導入をしていく。現在、都道府県では、百七十万というものを標準

れますけれども、少なくとも百七十万で標準的な団体を想定をして、積み上げ方式による積算をやつて、それに段階補正をかけることによって人口段階を補正しているというやり方をやるわけであり

ますから、その留職補正が必ずしも十分でないといふところに非常な誤差が出てきているわけです。ですから、これはまたあとで触れますけれども、たとえ指定都市を含む府県については、社会福祉の關係の人口は割り落としをされております。

たから、老人医療が、いま都道府県で財源の措置をされている形になっている中では、たとえば京都府の場合は二百三十万くらいありますけれども、割り落としをされると百六十万くらいになっ

てしまう。だから、老人医療については正確にかめない。いわゆる段階補正の限界というものが

あるわけです。ですから、指定都市を含む府県について、一つの標準的なものを考える、それから、いまの百七十万なり二百万あたりで一つのものをつくる、そして、もう少し小さな百万前後というようなもの、三つくらいを置く、市においては、十万なんて言わぬと、やはり、三十万、五十万というところの、機能が住民のために相当活動しなければならぬような都市の標準、それから十萬、あるいは町村の一萬、二萬というような、いわゆる中小都市に向くような団体を置いて、そこで段階補正なり、実働補正なり、そういった補正をやっていくならば、より正確に交付税の算出ができるけれども、現在の交付税は、いま言ったように、都道府県において一つ、市町村において

一つしかないのので、段階補正においても、その他の補正をやっても、必ずしもそれが十分でない。それは特別交付税でつくのだと言われても、特別交付税にワケがあるので、十分それが把握し

準的な一つの施設方針というものをきめていく中で、交付税が一定の役割りを果たすとするならば、そういう標準団体の数をもっと多く設けることによつて、積算の基礎をより明確にし、そこに

による程度の将来の見通しを含みながら、そういう各市町村、都道府県における施設の標準というものを含みながら、多くのと言っても、もう少しラシファイをした、分類をしたところの団体を取り上げた上で、より正確な経費の算入

というものはかつていくということが適當ではないかと思うのですが、これはいかがでしょう。

○鎌田政府委員　非常に貴重な御示唆だと思つうわけでございますが、同時に、現在の交付税の配分の技術的な面ではございますが、ある程度基本こ

が、地方団体に、いわば計画的な行政というものが触れる問題のようにも思うわけでございます。と申しますのは、交付税の基準財政需要をはじきます場合、これは冒頭の問題に返るわけでございます

ができるような財源をある程度豊富に確保するといふことからいたしますと、一般的な、いわゆる

包括的な財源付与という面から考えてみますと、あまり個々の団体の実情に即した、こまかい、積み上げた形での財源付与ということになりますと、いわばひもつきの補助金の集まりといったような形のものにもなりかねない。そこで、もう一つは、やはり現在でも、交付税の基準財政需要の計算は、ある面におきましては非常に精微煩瑣になつておりまして、一般に理解を得にくいという御非難もあるわけでございます。そういうことから、標準団体の選び方というものにつきましては、いまのような、府県段階で一つ、市町村段階で一つ、それでその場合におきます段階補正なり、密度補正なり、態容補正なり、こういうものを行なつてまいります場合に、ただいま仰せにな

りましたような幾つかのグループというものをつくりながら、それを連ねて、あるいはそれが二次曲線になりますとか、一次曲線になりますとか、その行政の態容によって違うと思いますが、そう

やり方が現在の段階では実情に即した一歩前進といふことではないだろうか。

御指摘の点につきましては、なお引き続き検討させていただきたいと思います。

（山田）委員、それから、超過負担の問題については、先月渡部紘三議員から質問があったように思いますが、私は、交付税の中の積算の基礎、それ自身に超過負担があると思う。交付税自身に超過負担がある。いま、補助金だけを取り上

上げて、六事業なり何なりを取り上げているわけですから、たとえここに一つの資料を持ってまいったわけですが、例の一つとして、高層公営住宅の場合、交付税上は平米当たり四万八千九百十八円、学校建築の場合であれば四万一千百円、

そういう意味で、たとえば交付税に算入をされてもそんなものでは現在できないわけでございます。

〔委員長退席、三ツ林委員長代理着席〕

いる単価差、それからもう一つは数量差、これを例にいうと、先ほどもちよつと触れましたが、十萬都市で幼稚園が三つか四つということになっておりますが、はたしてそれで足りるのかどうかというような事。あるいは社会教育施設建設費というものが十萬都市の中にありまして、この本に全部あるわけですが、それをずつとあげていくと、「その他教育費」なんかの中で、十萬都市であるのとは何かというと、図書館があるということになっていきますけれども、その積算がわずかに四十万ぐらい。たとえば幼稚園の場合等について、非常に単価が安い。数量も少ないかわりに、単価も安い。こういう二つの問題が、補助金と同じように交付税の中にあるわけでありまして、したがって、交付税の算定の基礎のこの単位費用それ自身に、数量差並びに単価差の超過負担がある。そういうもので計算をして、その上になおかつ基準財政需要額をはき出して、総額に及ばないときには基準財政需要額に調整率をぶつけて割り戻すという計算をする。もちろん、税が伸びるときには、それを再算定をしても戻すというやり方をしますけれども、しかし、考え方として、そういう数量並びに単価差の超過負担があるということを前提としていろいろな補正係数をかけても、基礎が、それ自身がもうすでに超過負担をしているわけですから、その点について、まずそこを直すべきではないだろうかというふうに思うのですが、どうでしょう。

○鎌田政府委員 御指摘の点は二つあるかと思ひます。一つは、この交付税で、統一単価表によりまして積算をいたしておるわけでございまして、その統一単価が国庫補助の単価と同様に超過負担の問題があるのではないだろうかという問題と、もう一つは、先ほど申しました標準団体におきまして標準的な施設の規模をつくっておるわけでございますが、それが実情に合わないのではないだろうかという問題、大体この二点になるかと思ひます。

前段の統一単価の問題につきましては、これは

技術的な制約もございまして、私どもの考え方としましては、国庫補助単価を使わざるを得ないならば、四十八年度におきましてやりましてような単価の是正というものをまず国に行なつてもらう、それに即応して交付税の統一単価を改めていく、こういうことで、基本はやはり国庫補助単価の是正であるかと思うわけでございまして。

それから、施設の点につきましては、これは、私も先ほど申しました十萬都市の都市センターの研究の成果等もございまして、明年度以降の問題といたしまして、これをどのように標準施設の規模において反映させてまいるか。これは引き続き検討いたしてまいりたいと思つてございまして、ただ、ただいま特に大都市周辺の都市等でお困りになっておられますのは、おそらく学校施設だろつと思ひますが、学校施設の場合でございまして、標準施設をつくりまして、それにつぎまして、学校の敷地というものは、これは一応問題にしないと思ひますが、かわりなく、事業費補正の形で交付税の基準財政需要に織り込んでまいり。こういう措置をいたしておりますので、その点は救われておるのではないだろうかと思ひます。

なお、公営住宅をただいまお取り上げになりましたが、公営住宅につきましては、これは交付税上は措置をいたしておりませんで、これにつきましては起債措置をいたしております。起債の単価といたしましては、今度単価是正を行ない、あるいは規模是正を行ないました国の補助単価、補助規模によりまして起債の査定をいたしておる。こういうことでございまして。

○山田芳委員 次に、事業費補正の関係を触れられましたから申し上げるのですが、事業費補正という内容は、私は、本来的に交付税のいままでの考え方になじまないのじゃないかと思ひますけれども、しかし、これを一たん取られる以上は、私は、これは拡充していかないと地方団体として非常に困るということを申し上げたいと思つて

あります。

まず、その第一点は、事業費補正というのは、その当該年度において公共事業なり何なりをやつた場合に、そのある部分を交付税の中の基準財政需要額に算入をしていくという方式なんでありまして、したがって、そういうところは仕事をすればするほど交付税がふえる。そういうこと自身がいかに悪いのかという問題、交付税の保障する財源保障となじむのかどうかという問題があるのですけれども、しかし、事業費補正というものを算入した以上は、やはり、それを減らしたりやしたり、当該年度ごとに変えてくるというところは地方団体として非常に不安定な要素を持つのではないかと

いうふうにお思ひなす。だから、そういう点について、特に昨年度——四十六年度なり四十七年度等において、いわゆるドル・ショックなり何なりの中で、地方税が非常に収入が伸びないという形の中で、事業費の補正分を削つて、そしてそれを特別事業債という起債に持つていったわけですね。そうすると、本来交付税に入っているものを特別事業債の形で振りかえてしまえば、これは借金が残つて、いままでは交付税で措置されていたものを交付税で措置されないとことなる。それなら、振りかえられた特別事業債の元利償還を交付税で見るといふなら、それはしないのですというところで、そうなる、事業費補正というものは、そのときそのときによつて算入率を変えていく、そしてまた、その税収が少なくなつてくると起債に振りかえ、起債に振りかえたら、交付税から振りかえんだから、元利償還を一体保障するのだから、それは自己財源で償還、ふえたときに払いなさい、こういうことだと思ひ

のですが、そこあたりの理論的な——三つは関係あるとはいへないが、それぞれ体系が違うわけでありまして、もうほうの金には書いてないけれども、体系が違つたところから出ていく以上、それぞれの果たす機能なり、地方団体にとっての財源措置というものはやはり変わってくるので、そういう点について、事業費補正の問題と、そ

れからいま言つた事業費補正を特別事業債に振りかえた問題について、元利償還を交付税でしない。これはおそらく交付税原資が少なからでないんだらうと思ふ。ですから、私は、特別交付税全体をふやすべきだと思ふので、事業費補正をやつた以上は、これはほとんどやつていたたい、社会資本の充実に充ててもらいたい、その償還を交付税でやつていく、それに足りない分は交付税の原資をふやしていくという方向でないか、地方団体はたまつたものじゃないかと思ふのですが、これはひとつ大蔵省のほうの主計官とともに、財政局長さんにお願ひしたい。

○鎌田政府委員 事業費補正のそもそのお立場、これは先生も十分御存じだらうと思つてございまして、昭和三十三年に港湾と海岸について事業費補正というものは設けたわけでございまして、その当時の考え方といたしましては、交付税の基準財政需要の計算というものが、ある程度の技術的な制約というものによつて、地方自治体の現実というものに合わない、乖離の幅が非常に大きいというものにつぎまして設けたわけでございまして、その後交付税の総額がある程度伸びてまいりにつれて、この事業費補正のワクというものが広がつていった、こういうことでございまして、その経過におきましては、多分に、交付税全体にややゆとりが出たときにそういう措置がとられた。したがって、当時の私どもの先輩諸公が事業費補正というものについて加えておりました議論等を見ますと、これはある意味においてやむを得ない措置だ、事業費補正というものをあまり拡大していきことは、先ほど御指摘のありましたが、交付税をもらえんことになり、あるいは交付税というものを特定財源化するものだ、こういうことで、非常に自己批判しながら、やむを得ない措置としてとつておつたという経過があるわけでございまして。私も、率直に申しまして、事業費補正というものの基本的なあり方というものについては、現在以上に拡大するということにつ

てはいかなるものであるかという考え方を持っておるわけでございます。たまたま四十七年度のああいう地方財政の窮境におちいったわけでございますが、そのときに事業費補正というものを削減いたしました。その段階におきまして、私も昭和四十八年度以降におきまして、現在の事業費補正の姿で固定をしたい。おっしゃいますように、少し景気がよくなればふやす、景気が悪くなればこれを振り落とすということでありまして、地方団体の安定的な財政運営というものはますますできない因子をつくるわけでございますので、そういった面から申しまして、事業費補正は現状のままでしばらく固定をさせる。この面につきましては、将来の方向といたしましては、むしろ地方債で仕事をやる。地方債で仕事をいたしまして、その元利償還というものを、一定の客観的な基準で基準財政需要に繰り込んでいく。その方向のほうでベターであるのではないかとこのように考えておる次第でございます。

それから、四十七年度にとったものについての元利償還、これを将来見るべきではないかという点につきましては、ただいまの事業費補正の考え方それ自身がそういう基本的な考え方に立っておるわけでございますし、将来ある程度地方税なり交付税なりの伸長も見られるわけでございますので、そのときの状況によりましてあらためて考える。現在のところにおきまして、元利償還の措置をするということは考えておらないところでございます。

○山田(芳)委員 しかし、交付税の中で事業費補正をして、そしてやってきておって、それは交付税を与えていったということは、地方団体側から見ると、やはりそれを期待しておった。税収が減ってきたので交付税の原資が減る、だから、それを振りかえてやっていくことであるなら、理論的に言えば、将来に向かつてのことはいざ知らず、昭和四十七年にやった措置の分については、元利償還を交付税の上ですべきである。一番最初に、私は、四十七年の決算はどのくらいあるのか

というのを聞いた。ところが、千四百八十八億ですか、というものが出ている以上は、それを原資として事業費補正で割り落としたものに対して償還財源としていくべきじゃないかと思うのです、どうでしょうか。

○鎌田政府委員 税収が伸びなかった、あるいは交付税が伸び悩んだ、そういうことが一つのきっかけになったわけでございますけれども、事業費補正というものにつきましては先ほどよくよく申し上げましたように、私どももいたしましては、基本的なあり方というのについて検討をすべきではないかというふうに考えておりました。さきに、こういう財政状況になったわけでございますが、事業費補正それ自身、四十六年度の姿といたしまして、事業費補正を必要はないのじゃないだろうかというふうに考えております。

その問題とは別に、先ほど申しましたように、地方債の元利償還というものを、現在、ものによりまして、ある程度単位費用で見えるものもございまして、あるいは事業費補正それ自身で見えるものもございまして、そういうもののどのようになんて正化をはかっているか、そういう方向で検討したいかがなものであるかというふうに考えておる次第でございます。

○山田(芳)委員 これは、四十九年の段階でそれだけの交付税が精算されて出てくるかによつて、またその点は質問をさせていただきたいと思いたすので、この点は、少なくとも一度発足をしたいわけですから、将来に向かつてのことは別として、過去の点については当然ぜひ見てやってほしいというのが地方団体の意見であるということをお願い添えて、これは今後問題の一つ持ち越しておきたいと思ひます。

次に、交付税の算出額と決算という形を比べられたことがあるかどうかということなんですが、私は私なりに、私のおりまして京都府において、府並びに市町村を調べてみたわけでありまして、私は全国的な面はわかりませんが、少なくとも相当の乖離がある。教育費なり何なりにお

て、徴税費もそうありますが、約三割くらいのギャップがあるわけなんですけれども、全国的に、交付税の算入の需要額と、決算において充当された一般財源との比較はどのくらいになっておるか、ちょっとお知らせいただきたい。

○鎌田政府委員 資料の関係で昭和四十六年度でございますが、四十六年度の決算におきまして充当されました一般財源六兆四千六百二十九億円でございまして、それに対して、四十六年度の基準財政需要額、これは再算定後でございますが、五兆一千六百九十九億円でございまして、その比率といたしましては〇・七九九、約八割ということでございます。

○山田(芳)委員 そうすると、全国的にいうと二割強のギャップがあるわけですね。このギャップのあるおもしろい理由は何とお考えになっておられるか、ちょっと説明していただきたい。

○鎌田政府委員 御案内のとおり、交付税の基準財政収入の計算におきましては、都道府県税の場合でございますと八割、それから市町村税の場合でございますと七五%と見ておるわけでございます。したがって、基準財政需要額との見合いにおきましては、県の場合でございますと二割、市町村の場合でございますと二五%というものは、いわばワクの外に置かれる。こういうことがございまして、税収が多ければ多いほど、その二割なり二割五分のギャップというものは大きくなる。

それから、もう一つは、地方団体の歳出におきましては、税のほかの財源、たとえば預金利子収入でございますとか、あるいは決算剰余金でございますとか、あるいは水利使用料でございますとか、あるいは国庫補助負担金等におきまして後進団体のかさ上げ等がございます。そういったものがございまして、あるいは、そのほかに公営競技の収入といったものもございまして、あるいは不交付団体でございますれば、財源超過額というものも財源として引き当てられるわけでございますので、そのギャップというものはそういうもので埋められておる、こういうことでございます。

○山田(芳)委員 私はこういうふうに思うのです、先ほどからずっと申し上げておりましたように、現実の標準団体における施設や行政の水準が、地方団体が住民から要求されているものとの間に必ずしも合致がない。相当大きなギャップがあるので、現実には交付税で計算されたところのものでどうして間に合わないのか、やりくりをしながら、とにかく、一般財源を充当しながら、財産を売って行政を行なっていく中で、こういうギャップが出てきている。だから、われわれの言ういわゆるシビルミニマムというような面に交付税の単位費用なり施設基準というものを設けていくという努力をもっとしていくことがこのギャップを埋めるゆえんだというふうに思うわけである。そのためには交付税の総額をふやしていくかなければならないのではないだろうか。いまお話しにありましたように、競争、競争、その他いわゆるギャップというものは、社会的に言えば、あるいは地方団体から言えば、決して好ましいことではないけれども、やむにやまらず、住民の要求にこたえるためにやっているという事実がある。

そういう中でそういうものの収入を充てている。また、その収入の一部を特別に吸い上げて、また各府県にまいていくという事実もあるわけでありまして、そういう点、少なくとも社会的にギャップが必要であるかないかの議論はさておいて、財政的に言えば、そういうものを充てていくということとは、本来的に言えば必ずしも好ましいことではない。しかも、現実には交付税の歳出額と決算との間にギャップがあるということは、やはり、住民の要求というものにこたえていく地方団体としては、いまの交付税それ自身ではどうしていいかわからないから、いろいろな点をやりくりしているのではないかとこのように思う。特に、財産を売却したり、その他収入を増加させるという形でつじつまを合せているのではないかとこのように考えるわけですが、こういう考えはいいかがですか。

○鎌田政府委員 私は、両面あるのではないだろ

うかと思ひます。一面におきましては、確かに、御指摘のような事実も否定できないと思うわけでございますが、交付税の性格からいたしまして、ただいま申し上げましたように、基準財政収入を標準税率収入に算入する見込んでおられない。七五%なり八〇%なりしか見ておられないという事は、基準財政需要のほかに、いわゆる二割なり二割五分なりの留保財源でその自治体の実情に即した仕事というものをやっても、こういう面があるわけでございますので、その面におきます決算との乖離という面は、いわば現在の交付税の制度の仕組みとして当然に出て来ているのではないだろうか。ただ、それだからといって、現在の交付税の基準財政需要は、だんだん御指摘がありましたように、これが何も元々最終のものではない。時代の進展に伴ひまして、われわれといたしましても充実に上をわけていかねばならないわけでございますので、そういった面におきます所要額の確算、交付税総額の確保という問題は、私も一瞬たりとも忘れてはいけない問題であるというふうに認識をいたしておる次第でございます。

○山田(芳)委員 地方財政計画はときどき洗い直しをやって、規模は正をやるわけでございますが、やはり交付税においても、いま言ったギャップがあるというならば、また、施設基準の単価等も、これは計画的に洗い直しをする必要があるというふうに私は思うわけですが、その点はいかがですか。

○鎌田政府委員 先ほどから申し上げておりますように、標準団体の中におきます行政なり施設なりの中身、こういったものについての見直し、洗いがえと申しますか、そういうものは、いままでも私も絶えずやっておりますわけでございます。今後もこれを重ねてまいりまして、実情に即したものにやっていくかなければならない。これは当然のことでございます。

○山田(芳)委員 次に、総論的なものの最後として、特別交付税の問題にちよつと触れてみたいと思ひます。

思ふのですが、特別交付税の交付について、これは最後の調整的役割であるということ、各地方団体としては非常に期待をするというのが、実際の実情であります。そういう中で、特別交付税はルール分が相当加味されてくる。これはやむを得ないし、また、傾向として、こういうことだと思ふ。しかし、その特別交付税のルール分を普通交付税に移せない理由は何なんだろうか。たとえば、同和事業なんかの問題になつてくれば、事業費補正などというものをいれていく以上は、そういう事業のやつも特別事業補正と同じ考え方で、同和事業の一定割合を普通交付税に算入すべきであるというふうな問題もあるだろうし、いろいろなルール計算がいま特別交付税の中で行なわれているものも普通交付税に移していくべきだ。これも、交付税総額が少なくて、結局、はみ出した分を特別交付税の中でやりくりするという形の中でルール分を入れていくという形をとらざるを得ないのかどうか。あるいは、もちろん特別交付税総額を多くすることは適当でないという意見もありますけれども、いまの特別交付税はほとんどルール分を追われている。したがって、災害やその他のほんとうに必要なものに対しては算入が不十分である。特別の、当該地方団体特有の財政需要に対しての算入が特別交付税においては非常に不十分だ。何か矛盾があると、それはひとつ特別交付税で考えますと言つても、これはひとつ特別交付税でもこれは各論的にいろいろ言いますけれども、交付税で入れますと言つても、算入されたものを見てみると一割も満たないようなものが入っている。これでこととは何かかんべんせいという形にならざるを得ない。だから、ルール分をもつと普通交付税の中へ取り込んでいく、それによつて、総額が必要ならふやす、それで、特別交付税は、ほんとうに当該地方団体が他と違った特殊な財政事情が必要な場合には十分算入をしてやるという方式にいくべきじゃないだろうかと思ふのですが、どうでしょうか。

○鎌田政府委員 特別交付税の配分におきまして、いわゆるルールあるいは準ルールと申しておりますもの、をどうして普通交付税に移せないのかというお尋ねでございますが、このいわゆるルール的なものとして取り上げておられますのが、いま御指摘になりました災害、あるいは防災、過疎過密、産業地、基地、あるいは公害企業の健全化、あるいは同和对策、あるいは特殊土地地帯、こういったようなものでございまして、いわば全都道府県、全市町村というものに普遍的に分布しておる問題ではございませんで、地方団体ごとによりば片寄つておるという問題、あるいは時期的に普通交付税の計算の以後に出て来る災害などでございまして、まさにそうでございますけれども、普通交付税の計算では織り込まないような実情のもの、こういったものでございまして、これを普通交付税に持ち込むということにしますと、計算算定上技術的な困難があるかと思ひます。ただ、特別交付税の総額でございまして、これも、交付税総額がかなり毎年増加してまいつておりますので、特別交付税の総額も二千億に近いという時代になつてまいつておるわけでございます。私も、この中で、そう十分たつぷりというわけにはまいりませんけれども、地方団体のある程度の御要望にはおこたえておるのではないだろうかと思ひます。

四十七年度の場合でございますが、災害復旧の関係、災害対策の関係で特交配分をいたしました額が二百一十一億ということでございまして、また、この過疎等におきまして二百九十六億、過密等におきまして百六十五億、産業地八十一億、こうして見てまいりますと、それぞれの団体に對しましてはかなりのまとまったものが特交として行つておるというふうに理解をいたしておる次第でございます。

○山田(芳)委員 若干各論に入りたいと思ひます。まず、基準財政収入額の取り上げる問題で、道府県民税の所得割りのとらえ方ですね。全般的に言つと、交付税の計算というものは非常に専門化をしておる。しかも、交付税法というものは、単に単価だけを書いてあつて、結局、密度補正、段階補正等々の補正をやる中で額がきまつてくる。非常に専門的なものですから、これははつきり申し上げると、こういう委員会の中で言うには若干問題があるかと思ひますけれども、やはり、これは地方団体の立場から若干技術的なことを申し上げていきたいと思ふので、この点は御了解をいただきたい。そうでないと、なかなか地方団体の要望というものはいれられない部分があるのではないかと思ひますので、お許しをいただきたいと思ひます。

道府県民税の所得割りの計算についての基準税額の計算は、総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額、これは分離課税分を除くのですが、それに算出した算出税額から税額控除相当額を控除して分離課税分の税額を加えた額に〇・七八というものを乗じて算定をしていくわけですが、これの総所得金額等にかかると税額の算定の基礎となる納税義務者数の算出過程については、これは各府県ごとの有資格者に対する失格者の割合が常に全国平均程度であるということが期待をされている。さらに、失格者についても、有資格者を含めた全納税義務者を通じての伸び率があるということが予想されているのですが、そういうことになると、大都市を含むような府県においては、失格者の割合が全国的に低いとか、あるいは失格者の伸びも納税義務者数の伸びと著しく相違しているという実情にあるわけでありまして、就業構造基本調査等において明らかにされている都道府県別の就業者の就業上の地位、所得階層別の分布状況などと、課税状況調べによる都道府県別の失格者の割合と對比するといふと問題があるわけで、全国平均をとっていくという形をとると、全国よりも上回るところと下回るところに非常な格差が出てくるわけですね。ですから、こういう点は、納税義務者数の算定にあつては、失格者数についても、有資格者数と同様に、各都道府県別の失格者の報告実数というものを基礎として算出していかないと相当大きなギャップが出てくるのじゃないかと

思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○鎌田政府委員 これは非常にむずかしい問題でございまして、先生よく御存じでございしますが、要するに、基準財政収入の算定の基礎になりますところの税の見方というものは、これは多分に、それぞれの自治体によります徴税努力というもののによる変動があるわけでありまして。特に、この失格者の扱いにつきましては、これは自治体におきましてそれぞれ独自の控除制度をとっておられて、その結果、団体ごとによりますアンバランスというものが出ておるわけでございまして、それをそのまま用いてまいるといふことになりまして、交付税の配分上不公平を生ずる。こういうことでございまして、やはり客観的な一律の基準というものをいざるを得ないということ、ただいまのようなやり方をやっておるわけでありまして。ただ、昭和四十六年度までは、各地方団体ごとの過去二年間の有資格者数の伸びで計算をいたしておったわけでございしますが、四十七年度から納税義務者総数の伸びを用いるということになりました、伸び率の点では実態に近くなっております。

特に、京都の場合でございますが、京都市失格者に対する課税につきまして、独自の控除制度を用いておるものでございまして、結果的に京都府も結局減収になる。こういうことになっておるわけでございしますが、四十七年度の算定伸び率の基礎を算定したことにしまして、だいぶ過大算定の幅というものは緩和されておるといふふうに私も見ておるわけでございします。

○山田(芳)委員 この問題は、府県の場合に、徴税の努力の及ばない——これはこの前地方税法のときにまずいぶん申し上げて、府県民税と市町村民税との差をせよという質問をしたわけでありまして、そういう点があるわけで、努力のいかにという点の及ばないところはね返るといふ部分があるので、この点はひとつ十分に考慮をしていただきたいと思います。

それから、次に、基準財政需要の問題について申し上げたいと思うのですが、人口急増及び人口

急減補正の適用の問題であります。現在、市町村単位には、それぞれ人口の率によって急減あるいは急増補正を行なうということになっておるわけですが、府県単位になりますと、急減の部分と急増の部分の両地域をかかえている県があるのですね。そういう場合には、都道府県一本の人口でもってやられる場合に、急減と急増というものが相殺をされる。たとえば兵庫県のようなどもそうです、京都もそうであります。両方かかえているところは、現実には、急増の地域については、府県なり何なりがいろいろな施設もしなければならぬ。また、急減、いわゆる過疎地域をかかえている府県においては、過疎地域に対していろいろの措置をしなければならぬ。ところが、交付税上の人口急増及び急減補正の適用については、府県一本でやる以上、それが相殺になってしまふという問題がある。だから、やはり、市町村ごとに一定の急減のグループ、急増のグループをそれぞれ計算をして、都道府県については、急増補正なり急減補正をやっていくかという実態に合わないというふうにお考えになりますか。

○鎌田政府委員 確かに、急増地域と急減地域を持つておるということになりますと、市町村ごとにそれを計算して県の基準財政需要をはじくということはどういふことではないかとございします。で、結果的には、いわばプラスとマイナスが消えるような形になるところもあるかと思ひます。ただ、県の場合でございますと、事業ごとにある程度の積み上げを行なうてまいりますので、どういう形に京都なり兵庫なりが出ておるのか、いまい手元に資料がないので、私、ちよつと確かめるすべがないわけでありまして、私、持ち帰りまして、どういふところに不合理があるのか、ある程度解決できる道があるのか、その点は私自身検討させていただきますというふうに思う次第でございます。

○山田(芳)委員 次に、私学関係をもう一度お尋ねいたしますが、大学関係の経費について、私学

については、先ほどもお話がございましたように、一定の施設、設備に対する国庫補助が行なわれる。また、文科系を含めて、運営費の人員費の補助も行なわれるというシステムになっております。ところが、公立の大学については、過般も私は質問したわけですが、医科大学については、確かに、五十万をどの程度増額していくのかはわかりませんが、増額されるという御意思のようであります。しかし、私立の大学について補助金を出し、国立はすべてまづるがえであるというならば、少なくとも、府県立の大学は、医科大学だけではないに、一定の算入対象を拡大していくべきではないだろうかと思うのですが、行政のバランス上の立場から言つて、財政措置はいかがなものかという点について、ひとつお伺いをしたい。

○鎌田政府委員 公立大学の経費にかかります交付税の措置につきましては、御案内のとおり、四十七年度まで、医科系の学生につきましては、学生一人頭五十万円、これが歯科系が四十万円、それから理科系が二十万円、こういうことで積算をいたしておりました。昭和四十八年度におきましては、医科系の学生につきましては、総額でたしか十二億から十三億の間だったと思ひますが、国庫補助の制度ができました。それとあわせまして、その医科系の学生は、いままで五十万円でございますましたものを九十万円に引き上げたいと思つております。学生一人頭五十万円を九十万円、歯科系四十万円を六十万円、理科系は二十万円を二十五万円に引き上げたいというふうに考えております。

それから、その他の公立大学の経費につきましては、従来どおり特別交付税で措置をいたしたいというふうに考えておるところであります。

○山田(芳)委員 大学は非常に金がかかるわけですが、一國の教育を担当しているわけですから、この点は、先ほど言ったシビルミニマムではあきませんけれども、ひとつ大いに増額をしていただきたいというふうに思ひます。

も申し上げたわけですが、社会福祉費の單位費用の中に老人医療費が組み込まれておるわけですが、指定都市をかかえる府県では、事務委託の補正のための普通徴収増額で割り落しがかかっている。先ほども申し上げましたように、京都府の場合は、二百三十万ばかりの人口が百六十万程度になるといふことになりまして、所要額の正確な算入が行なわれない。昭和四十七年度程度ではたいした額ではありませぬけれども、老人医療がだんだん拡大をされ、かつ、老人の人口がふえてくるということになると、社会福祉とは別の算定をするか何かする特別の措置をとつていただかないと、このギャップは、相当大きな、億の単位で出てくるのではないかとこのように思うのですが、この点いかがですか。

○鎌田政府委員 四十八年度から、市町村分につきましては——これは県のほうは四十七年度からやつたわけでございしますが、いまの老人医療費の問題につきましては、お年寄りの多いところほど、当然公費負担の分もふえるわけでございします。で、それに伴います財政需要を的確に反映させるために、七十歳以上の高齢人口を資料とする密度補正をこの四十八年度から市町村についても適用する。それによつて実情に合ふたいというふうに考えておる次第でございます。

○山田(芳)委員 それでは、次に、これは提案理由にもありますが、公害対策関係経費の増額なんでしょうが、特に、最近、産業廃棄物の処理の問題というのが非常に大きな問題になっておるわけですが、これは、もちろん、ある意味においては企業が負担すべきものであるというふうにも思ひますけれども、御承知のように、産業廃棄物があつちこつちにごろごろしておるといふような状態でありまして、また、都道府県は、計画を樹立してそれを市町村にやらせるという形になつておるわけですが、そういう意味では、独立した項目を設けて算定していくというふうなことが必要ではないかというふうに思うわけでありまして、来年もおそらく充実されると思ひますけれども

も、この点についてどういうふうに考えておられるか。

○鎌田政府委員 産業廃棄物につきましては、いわゆるPPPの原則に従いまして、公費負担というものについては、特に、地方団体の負担というものについては、できるだけこれはなきものにしたというふうにも考えておるわけでございまして、この四十八年度の財政措置といたしましては、大阪府、市、あるいは愛知県等が計画をいたしておりますところの産業廃棄物処理施設に対する起債のワークを確保いたしましたのみでございす。財政措置といたしましては、産業廃棄物処理それ自身については行なっておらないところでございす。公費負担というものが出てまいります場合には、公費負担というものが出てまいります場合には、公費負担というものを講ぜざるを得ないであろうというふうに考えておる次第でございす。

○山田(芳)委員 次に、交通安全対策費の問題であります。交通安全対策は五カ年計画が行なわれて、特別の交付金、いわゆる反則金の一部を交付するという形で行なわれておるわけですが、現状は、財源措置をされた部分ではどうもいまいかなければいけません。交通安全対策費というものは非常に必要であるというのが現実の姿であります。こういう点についてはもっと増額するというふうに考えてしかるべきであると思ひますが、この点はどうでしょう。

○鎌田政府委員 交通安全対策につきましては、交通安全対策交付金のほかに、交付税といたしまして、安全対策特別交付金が三百八十二億でございす。そのほかに、交付税上の措置といたしましては、まず、取り締まりに当たりますところの交通警察官の増員、それから安全施設整備費、安全運動推進費、事故相談所の運営費、こういったものについて算定をいたしておるわけでございまして、四十七年度の需要額千二百八十八億に對しまして三百億近く増加いたしまして、千五百五十七億を基準財政需要に見込んでおるといふこと

でございす。

○山田(芳)委員 次に、長大河川補正の問題でございす。昭和四十七年から、長大な河川については、国の直轄管理のあるなしにかかわらず補正をされておるわけですが、どうも、長大河川というものの河川の府県にだけ補正をしている。ところが、長大な河川の河口などを持つておるというところはほとんど直轄管理になっておる。府県は直轄負担金を負担しているというだけになっておる。長大河川の維持強化といひます。それを水系別に限定しないで、通過の府県、水系別に水系主権でもってやつて、通過の府県において、当然府県がやらなければならぬ公費負担区間があるわけでありまして、河口所在にやつてしまふと、その部分はほとんど直轄で行なわれておるというのはいささか実態に合わないのではないかと。一ぺんこれはお調べいただきたいと思ひます。

私も思つておるので、長大河川補正。特に、このごろ、川に対する水害、防災等いろいろな面で大きな要望があるわけでありまして、そういう点について、通過府県にもその補正を適用されるべきであるというふうに思ふのですが、いかがでしょう。

○鎌田政府委員 四十七年度からこの制度は発足したわけでございまして、四十八年度におきましては、ただいま御指摘の通過河川というもののについてこの補正を拡大してまいりたいというところで、事務的にたまたま検討いたしております。ただ、具体的にいまだどういう形でこの補正を見ますか、その点につきましては、なお技術的にもう少し詰めたと思ひますが、基本的には四十八年度から補正を行なうというところで考えておるところでございす。

○山田(芳)委員 次に、都市河川の整備。これは、昭和四十五年度からいまままでの、都市の中を流れておった普通河川で、市町村というのか、特に、指定都市等の大都市が管理をしていたものを

一級河川にわざわざ格上げをして、三分の一、三分の一で補助をするという方式が採用された。まさに、この都市の中における河川の整備というものは絶対避けるべからざるものであり、非常に必要なものだ。ところが、遅々として進まないわけでありまして、これについてはもちろん三分の一の補助があるわけでありまして、それに対応して、環境整備費、防災対策の問題等について、一般財源を、それとは別に相当必要とする。単に補助金総額が非常に少ないという点もあるわけでありまして、いわゆる都市河川の整備というものが非常に大きな問題になっておる。こういう河川の整備費について、一般財源の交付税上の計算をやつてほしいというのが、現在、各地方団体ともどもの願ひであり、道路に対しては相当部分の財源措置がされるが、河川についてはどうも忘れがちな点であるというふうに思ふわけである。また、河川については、ちょっとした工事でも非常に経費がかかるという点を含んで増額をしていただきたいというふうに思ひますが、どうでしょう。

○鎌田政府委員 都市小河川につきましては、四十五年度に、都市小河川改修事業費補助、ただいま御指摘になりました制度が発足をいたしましたわけでございす。これに伴う地方負担が、四十八年度では八十二億でございす。それから、四十六年度に新設された地盤沈下対策河川事業費、それから耐震河川事業費、これの地方負担が二十二億でございまして、これらの地方負担に對しましては、まず地方債を充当するわけでございす。そのほかに、地方交付税におきまして、都道府県は河川費で事業費補正の対象にする。都市分につきましては、その他の諸費、面積分におきまして百五十億四十七年度投資的経費で見えておりましたものを、百八十二億に増額をいたしました。それでこの財源措置を行ないたいというふうに考えておる次第でございす。

○山田(芳)委員 次に、市町村の関係について質問をいたしたいと思ふのですが、基準財政需要額

の人口急増市町村の問題を特に取り上げてみたいと思ふのでありますが、過疎の補正の問題については過疎債、過疎地債等、十分とはいへませんが、いろいろな点で過疎対策は相当充実している。しかしながら、人口急増の対策というものはどうもあと追ひであるという感じがいたすわけでございます。

そこで、まず、第一に、人口急増補正のIであります。従来、人口急増補正のIは、急増率を他の應答補正や段階補正等の各係数に連乗するという方式をとつておったのであります。これは自治省令第六條の別表三であります。それを昭和四十七年度には各係数の連乗後の数値に加算するという方式がとられた。その結果、必ずしも、現時点における人口がそのまま需要額に反映しない、大幅な割り落としになつてあらわれたという形になります。京都においても、八幡町という町のごときは、当初そういうふうに行なわれるというところで予算編成をしておったけれども、そういう連乗方式が加算方式に変わったので、数千万円の割り落としを食つたという形になつておるわけでありす。数千万円というところ、そういう市町村では、保育所一つでできるというくらい交付税の減額になるわけでありす。連乗方式でやつていたものを急に加算方式に変えたという理由と、どうしてそれが変えられたのか。その点について、特別交付税で処置されないので、従来から連乗方式でやつておったのかかわらず、そういうふうになれば、少なくとも激変緩和という措置がとられるべきものではないかというふうに思ふのですけれども、その理由と、将来について、昭和四十八年についての考え方についてお伺ひしたいと思ひます。

○鎌田政府委員 この人口急増補正の方法の問題でございす。これは、連乗方式あるいは加算方式、いずれも人口急増の実態を把握するための算定方法であつたわけでございす。この方法いづれをとりましたが、実は、人口の増加というものが五割をこえるといったような大きな人口変

そこで、たとえば一つの試算でございますが、人口三万のところが倍になるということになりまして、この連乗方式をとりますというところ、十万をこえるような計算になるということでございまして、他の補正の方式に比ばましてあまりにも大きくなり過ぎるというのが、率直に申しまして、加算方式に改めた理由でございます。結局、過大算定になり過ぎるということで、実態に近づけるための措置であるということでございます。

そこで、この結果、私も八幡の町長さんの話を伺ったわけですが、そういう事情もございまして、四十七年度から、人口急増補正Ⅰ、たとえば去年の三月末日からことしの三月末日までの一年間の人口増加を指数にとつておったわけですが、これを半年繰り上げてまして、前々年の九月三十日から当該年の三月三十一日まで、一年半の人口増加数、こういうものをとるということによりまして、そういういわば激変、これは見方の問題ですが、その緩和をはかると

は、人口急増補正のⅡのほうでございますが、Ⅱのほうにつきまして、国調人口の増加率のほかに、最近の住民基本台帳の人口増加率というものもあわせ用いる。こういうことでこの措置をいたしたということでございます。

○山田(芳)委員　そういう具体的な例がありますので、この点はよろしくお願いしたいと思います。

それから、次に、同和関係の問題でございますけれども、いわゆる同和对策事業の基準財政需要額の問題であります。先ほども話がありましたように、現実に行なっている事業というものはもちろん地域差があるわけでありますけれども、特に、関西の方面においては非常に多額の費用がか

○鐵田政府委員 同和対策で、それぞれの自治体が、非常に乏しい財源の中で苦勞をしておられるわけでございます。それにつきまして、私どもも、特別交付税等で十分に考えたいと思っております。ただ、いま御指摘のありました起債の元利償還は、現在、御案内のとおり、八割を基準財政需要で見ておるわけでございますが、この率をこれ以上引き上げるといふことになりますと、いかがなものであろうか。やはり、私

ども、同和対策というものについては、基本的に、地元の自治体というものにあまりにも財政的な負担がかかり過ぎるということを懸念をいたしておるわけでございまして、それを交付税の中で見るということとは、これは結局地方団体共通の財源をともし食いをするというだけのことにはかならないわけでございますので、その点につきましては、もう少し国自身の積極的な財源措置というものをお願いできないものだろうかというふうに考えておる次第でございます。

○山田(方委員) 公営住宅あるいは改良住宅の問題ですけれども、この同和関係にも関連をいたすわけですけれども、いわゆる低所得者の住宅対策について、この間も、宅地並み課税との関係で建設省の人にも質問をしておったわけですが、どうして高い家賃は払えない、しかも、現実には土地が高かったりしますから、非常に高い家賃が出てくる。政策家賃というものを考えざるを得ないというのが地方団体の実態だろうと思うのです。そういう中で、低所得者層の住宅対策に対する政策的な家賃というものを考えていかなければならないというふうに思うわけですが、そういうものは交付税上考え得られるものであるのか、考え得られないものであるのか。そういうものは自己財源でやれというのか。これは相当の経費を食

○鐵田政府委員 公営住宅と地方交付税との関係でございますが、御案内のとおり、公営住宅につきましては、この制度の基本といたしまして、国の補助というものがある。自己負担分につきましては、地方債を充当する。その償還については、使用料というものをもって充てていく。こういう仕組みになっておるものでございますので、交付税の基準財政需要というものに入ってくるわけがない、こういうことでまいっておりますわけでございます。

す。したがって、現在の制度の延長において考えます場合におきましては、そのような政策家賃というものを基準財政需要に織り込むということはいささか困難かと思ひます。問題は、やはり、そういう基本にありますものが、用地の取得難あるいは高い用地代ということになるわけでございますので、これにつきましては、私ども、乏しいながら、できるだけ政府資金を充当することによって、かつまた、その償還年限を延ばすことによりまして地方負担の軽減をはかつてまいりたい。その方向よりちよつといふ私ども知恵がないというのが実情でございます。

○山田(芳)委員 最近の土地の値上がりというものはべらぼうで、驚くべきもので、東京都においてもほとんど公営住宅が建たないという現状であ

るわけであります。地方の都市においても、指定都市であれば、そういう状態は至るところで起こっている。住宅は一方で非常に不足をしているが、そういう状態であるわけでありますから、地方団体は、土地の取得をはじめとして非常に苦勞しておる。こういう中で、一方では、政策的な家賃を考える場合に、数億という金が一年間で要ってくるということでありますから、これはひとつ将来に向かって知恵を働かせていただきたいということをお願いをしておきたいと思ひます。

その次に、先ほどもちよつと触れたわけですが、指定都市程度になりますと、大都市になりますと、文化施設というものの要求が、現在の住民の中でどうしても強いわけであります。ところが、現実には、十萬都市の「その他教育費」というようなところを見ると、公民館と図書館が、わずかに百万か百五十万程度しかないのであります。しかし、現実には、大都市になれば、美術館であるとか、あるいはところによつては交響楽団なども置くとか、科学センターを置くとか、動物園や植物園もあるというような、そういう文化的な施設的面も——これは、それどころではないと言ひかもしませんが、週休二日制というようなものも出てくる段階においては、交付税もそういう点を配慮しながら、基準財政需要額の充實というのが必要なのではないかというふうに思うのですが、こういう点についてはどうでしょうか。

○**鐵道政府委員** 施設の面につきましては、私も、そういう文化的な施設、あるいは将来的に拡大が予想されますところのレジャー関係の施設といったものにつきましては、地方債を積極的に活用してまいったらいかがであるかと思うのです。が、そこで、問題は、運営上の経費になるうかと考えます。これにつきましては、先ほど申しましたように、地域的な特性というものがかなりございますので、これにつきましては、態容補正というものをものと細分化するといえますか、精緻化、精密なものにすることによりまして対処する、あるいは、そういう財政需要の多い特殊事情

のある団体につきましては、特別交付税であわせて補完をする、こういうことを考えてみたらどうだろうかと思っております。

○山田(芳)委員 大都市では、いま問題になっておられますのが、下水道の事業と、ごみの埋め立て等についての問題だと思ふのです。

下水道については、この間質問しましたところ、三二%程度しか進んでいないという答えがありました。下水道がわずか三二%で、日本の国における住民の生活環境というものを考えた場合における、これは、欧米諸国のおよそ一〇〇%に近いというようなところと比べると雲泥の差があるわけですね。そこで、下水道については、はつきり申し上げると、一般財源から相当繰り出さなければ下水道が動いていかない。それが、結局、伸びがそう思ったほど進んでいないという実態にあるわけですね。実際の需要と財源措置との間におけるギャップというものが非常に大きいというふうに下水道費の場合の經常経費について考えるわけなんです。密度補正をもっと強化をしていくというようなことが必要ではないかというふうに思います。

それから、次に、ごみの埋め立ての問題等につ
いての財源措置等についてもなかなか現実に進ま
ないというのは、必要な用地の取得という点が不
十分であるという点もあります。これは、公害のそ
の問題、その他住民感情等の問題もあるわけであり
ますが、ごみの問題というものは非常に大きな問
題となってくるというふうに思いますから、これら
に対して、相当程度の財政需要というものをやは
り算入させていかなければならないのではないかと
いうふうに思います。

この二点についてお伺いしたいと思います。

○鐵田政府委員　下水道につきましては、ただいま御指摘になりましたように、急速に拡充をはかってまいらなければならないということがございますが、時間の関係で、たとえば公共下水道だけについて申し上げますと、四十七年度は二千七百九十五億の事業費でございますが、四十八年度

は四千四百二億ということでございまして、それに対応します地方負担三千二百九十八億につきましては、二千四百億余りのものを起債で充当する。あと四百四十億程度のものが受益者負担金になるわけでございますが、残りの五百五十二億、これにつきましては、これを交付税の基準財政需要に算入をする。特に、大都市等の場合におきまして、下水道排水人口当たりの補正、四十七年度まで一人頭百五十円でありましたのが百八十円、倍に近い大幅な増額をはかりまして、地方団体の財政措置に万遺憾なきを期しておるところでござい
ます。

それから、ごみ処理のほうでございしますが、清掃費につきましても、収集処理費につきましての需要額は、前年千六百七十六億円を千九百五十六億円にふやしておる。また、ごみの収集作業員も、六十一人を六十四人にふやしておる。さら
に、廃棄物処理施設の建設費につきましては、国庫補助の負担につきましては、地方債と交付税で措置をするわけでございますが、その地方負担八百四十六億につきましては、地方債六百三十四億、残りを交付税の財政需要の算入ということによつて措置をいたしておるわけでございます。

現在の事業量を前提といたしますれば、地方団体の財政措置には遺憾のないものと考えておる次第でございます。

○山田(考)委員 児童生徒が急増する団体において、開設備品の購入費が多額であるわけですが、現実には、現行の交付税制度では、経常経費の中でも、六十六万、十年間で六百六十万という経費の中で六十六万、十年間で六百六十万という経費しかないのですけれども、人口急増市町村では、一年に二ないし三の学校を建てる。備品だけでも約二千万かかるというのが実態であります。六十六万の算入というのはあまりにもひどいではないかという問題があるのですが、これはどうかと思います。

また、次に、人口急増の学校用地の問題であります。この点については、一定の前進があつて、その用地等についても、一定の基準で事業

に繰り入れられているわけですけれども、何と申しまして、学校をつくるにあたっては、現在用地の問題が最大のネックになっている。現実にはじかれる単価ではとうていなかなか買ひ切れないという実態の中で非常に苦勞をしておるわけでありますが、この点についてどうお考えになるか。大幅に引き上げるべきだというふうに考えるわけですが、どうか。

それから、もう一つは、土地開発基金への算入がここの四十七年からとまっているわけですから、先行取得のためにはもっと土地基金を充実しておかないと、公有地を先買いする制度などというのがあるけれども、東京都において百何十件の申し出があったけれども、話がまとまったものはいわば五件であるということ。私の京都府においてもたった一件しかないというのは、結局、単価の差で折り合わない。制度はあっても、現実的に折り合っていない。だから、思い切って土地基金等もこの際積んでいくということでは、どうして土地の取得はできないというふうに思うのですが、これを復活をさせていくべきだと思いますが、この点はいかがなものでしょうか。

この三点をお伺いいたします。

○鎌田副府委員　まず、学校の備品費でござい
すが、これにつきましては、ただいま先生がお迷
いになりましたのは既設校の場合の方でござい
まして、これについては、一応耐用年数十年とい
うことであるわけでございますが、新設校の場合
でございますれば、先ほど申しました人口急増地
区におきまして、一学級当たり百万円というもの

ましては、御存じの、二分の一を三分の二に引き上げるといふような画期的な前進を見たわけでございますが、用地のほうにつきましても、文部省のほうで、四十六年度からでございますか、発足いたしております補助金、これの用地単価、平米当たり一万六千円を二万一千円に引き上げる、こういうことが行なわれておるわけでございます。交付税におきましては、事業費補正の形で、一学級当たり用地取得費二百二十万を二百八十万に引き上げました。また、この用地債の元利償還金の三〇%を基準財政需要で見るといふことを行なっておるわけでございますが、もとより、現在の記録的な土地の高騰の中では、なお十分なものではなからうといふふうに考えておるわけでございますして、なお引き続き努力をしてまいりたいといふふうに考えておるわけでございます。

それから、土地開発基金の問題でございますが、土地開発基金につきましては、御案内のとおり、四十四年度から四十六年度まで、全地方団体で交付税に算入いたしました額が二千八百三十一億ございます。これが現在どのような形になっておるかとお申しますと、二千八百億の中で、現実基金に積み立てておりますのが二千五百七十二億でございます。その中で土地に肩入れをいたしておりますものが八百五十二億、あとは、他会計なり、公社なり、市町村なりに対する貸し付けであるいは預託という形になっておるわけでございまして、現在のこの基金の運用状況であるならば、四十八年度積み増しをしなくても何とかいけるのじゃないだろうか。

他方におきまして、例の公有地先行取得債、これを、四十七年度三百二十億でありましたが、四十八年度は百億ふやしまして四百二十億、そのほかに、例の土地開発公社によりまする取得あるいは水田債、こういったものを合わせまして、なかなか公共用地の取得のための原資というものは用意されておる。問題は、高くて手が出ないというところだろうと思ひますので、そことこの対策をあわせ講じながら用地の確保につとめてまいり

たいというふうに考えておる次第でございます。

○山田(考)委員 最後に、先ほどから話をいたしておりました私学の高等学校の補助に對する交付税の算入について、測定単位が人口になつてゐるわけですね。一方、公立学校の高等学校の算定基準は生徒数になつてゐる。公立学校へ行くか、私立へ行くのかというの、先ほどの文部省の話じやないけれども、隨意ですとおっしゃるならば、片一方を生徒でやり、片一方も生徒でやるならばわかるけれども、片一方は人口でやる。片一方は生徒でやる。特に、文教都市であるようなところで、私学の非常な多いところでは、公立のほうは比較的生徒数は少ない。しかし、人口もそれに対応して、それじや人口と私学の生徒数が比例してゐるかということになると、いま言ったように、それとは関係がないというところで、やはり、高等学校の私学の補助の測定単位を、人口でなく、当該私学に在学する生徒数を用いるべきであると思ひますが、この点はどうでしょうか。

○鐵田政府委員 御指摘の点わかるわけでございますが、御案内のとおり、交付税の算定におきましては行政項目の測定単位というものはできるだけ簡素化するということで、現在、「その他の教育費」の中で一括して算定をいたしておるわけでございます。

そこで、「その他の教育費」の中で、人口を測定単位といたしますものにつきましては、私学助成のほか、教育委員会の経費でございますとか、通信教育費でございますとか、あるいは学校教育、社会教育費、保健体育費といったようなものが入つておるわけでございますので、人口を一応測定単位として単位費を積み上げてまして、それにたいたいの御指摘のような事情がございますので、密度補正によりまして、生徒、児童、園児数、これに理論単価をかけまして、それが標準団体における財政需要に算定をしております額を上回る分、これについて補正を加える、これによつて実情に合わせる、こういうことをいたしておるわけでございます。結果的には実情に即して

たものになつておるのではないだろうかというふうに考えておる次第であります。

○山田(考)委員 実情に合つておりませんが、その補正をもつと強化するなり何なりの措置を講じていたいただきたいというふうに思ひます。

私は、大臣に對して、先ほどの最初の問題等について質問をしたいというつもりでございましたが、三十分くらい来られるという話でありましたが、来られませんでした。その点を留保して、事務的な問題に特に集中をさせていたいたわけでありますが、その点については、今後留保いたします。

それから、いまいろいろ問題を言ひました。いろいろな点で問題がありますが、それぞれ検討されたり、あるいは前向きで処置をされるものもあると思ひますけれども、相当の部分、これは交付税総額の問題との間において、やはり総額をふやさないで処理ができないというものが多々あると思ひます。その点についてまとめた議論をしたかと思つたわけでございますけれども、いろいろの事務的な要請もありましたのでそれに終つたわけでありまして、大蔵省の主計官も長い時間おつき合ひをいただいたのですが、地方側からそういう問題点があるということを十分おくみ取りをいたして、今後も、地方交付税の増額については、大蔵省も、特に、地方財政担当の主計官にはよろしくお願ひをしたいという意味で、非常に退屈であつたかと思ひますけれども聞いていただいたという趣旨でございますので、御了承賜わりたいと思ひます。

以上をもつて終わります。(拍手)

○三ツ林委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後三時五十八分開議
○上村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山田芳治君。

○山田(考)委員 先ほどは大臣がおられなかつたので、大臣に對する質問を留保しておきました。が、小選挙区よりも、地方財政を大いにやっていたいただきたいということをまず望みます。

先ほどの質問にも申し上げておいたのですが、先般、新聞で、いわゆる十萬都市について、自治省としては、施設整備の計画のあるべき姿というものの二つの、二つの、いわゆる都市型の都市と、農村的な都市の、十萬の段階での施設整備の基本的な考え方というものを発表されたということを見ましたが、このことは、いまから十年ぐら以前にもそういう企てをされたことがあるわけでありまして、私たち地方におつた者としては、その当時、そういうものが早くできて、いわゆる地方団体におけるシビルミニマムというか、あるべきところの姿というものが描かれて、それに向かつて地方自治団体も住民のために努力をしていくんだということがないといけないということ歓迎をしておつたのであります。今、また、十萬都市についてそういう一つの企てがあることは非常にけっこうなことだと思ひ、地方団体としても、そういうことは期待をしておるというふうに思ひます。

現在の地方交付税の財源配分を見ておきますと、たとえば過密過疎、交通、公害といった当面の措置に追ひまわられておつて、それに対する財源措置で手一ぱいである。もつと将来を見渡し、地方団体のあるべき姿というものが一体どうあるべきかということを含めて、財源措置を交付税の中においていかなる、誘導的な考え方をとつていかなければ、当面の措置ばかりで追ひまわられていかなる姿、あるいは、各省がいろいろな施策をするものの、地方財源の裏付けにのみ一生懸命になつてゐるという形では、ほんとうの意味の地方団体のあるべき姿、あるいは、地方自治の本旨に沿つて住民の生活環境を整備し、住民

のしあわせを招来させるという地方自治団体が生まれないのじやないか、そういうふうに思ひます。

それから、せっかく大臣も地方自治行政に意欲を持っておられるときに、将来の日本における地方自治の百年の大計について、今後、こういう方針、こういう形において、単に十萬都市というようなくちやなくて、都道府県においても、あるいはまた百萬の都市においても、あるいはまた市町村においても、あるべき姿というものを描いて、それに向かつて地方交付税を誘導していくというような算定方法を導入するということが必要ではないかというふうに思ひます。こういう点について、自治大臣の御意見はいかがでしょうか。

○江崎國務大臣 これは、私も、まだ詳しい説明は部内で聞いておりませんが、新聞等で山田委員も御承知になつたと思ひますが、自治省が四十六年度から進めております都市総合管理システムの研究の一環として、日本都市センターに委託をして、一つの答えを求めたわけでございます。御承知のように、地方都市と一口に申しまして、これは、地形、地理的環境、また歴史的な流れといったものがまことに多岐にわたりますので、一がいに十萬都市と言つても、その形態に相当大きな差があることは事実であります。しかし、それを一カ所や二カ所であつて、おつしやるようにもつと全国的に幅を広げて、たとえば百萬都市——たとえば地方中核都市構想というものを持て、将来展開していこうとするならば、二十萬から三十萬ぐらゐの理想の都市形態はどうあるべきか。また、都市周辺の十萬都市といふ消費都市の性格を帯びた十萬都市とは、これはもう顯著に大きな違いを見せるわけでありまして、そういう最も典型的なものを十分調査して、そして、今後の地方自治体のあり方、特に八萬都市に對しては、十萬目標の場合にはこういう形が望ましいとか、こういうふうに進めていくことがいいというようないふ具体的な指導ができるようになる、これは自治省としても非常に効果があるものというふうに考えます。お説のように、今後ともゆ

りを持ってこういう研究を旺盛に展開してまいることにしたいというふうに思っております。

○山田(芳)委員 大臣の見解、非常にいいんですけれども、自治大臣は、一年もたつたためです。しよつちうかわるわけですね。秋深まるころにはまた改造があるなどということがテレビで言われておりますけれども、自治大臣はみずから留任でもして、こういう地方自治団体百年の大計ということについての方向づけはいまの大臣のときにするというようないきなりでひやひやしていただきたい。交付税については、すでに四十八年度は無理だとしても、そういう方向を打ち出すならば、来年度から、そういう将来にわたる理想的な一つの地方団体を描く場合に、それに誘導的な財源配分をしなから施設の整備や文化的な施設を整備していくということに、交付税の中においても配分を考えていく。そういうふうな措置をしなければ、単に絵にかいたもちだけになってしまつて、確かにできているものはいくらでも、実際実施しようとするときまた財政がない。当面の交通や公害や、あるいは過疎、過密の問題だけで追いついて、将来のほんとうに住みよい、文化的な健康な都市づくりというものができないというふうに思いますので、こういうときにこそ大臣の識見を発揮していただいて、江崎自治大臣のときにこれが始まつたんだ、それが今日こうなつたんだと将来言われるようにやっていたらいいということをお願いしたいと思うのですが、この点いかがでしょう。

○江崎國務大臣 御指摘の点はきかれて重要であります。地方の財源を充実する問題は、これはきわめて重要な、しかも急を迫られておる問題であります。皆様の御協力を得て、私も、今後とも大蔵省側と十分具体的に話を進めて、いい結論を得るような努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

○山田(芳)委員 そういうふうになりますと、当面非常に問題になっている過疎や過密の問題、あるいは公害、交通の問題、あるいは都市環境施設整備の問題について、私は、先ほども、財政局長さんに、いろいろな点で算入が不十分であるという点を、相当多くの項目にわたつて、約二時間質問をしたわけでありまして、現在の三二%の交付税率ではとうていまかない切れない。私は、一つの具体的な例として事業費補正というものを取り上げたわけですが、交付税において仕事をすれば、その仕事について、事業費のある一定部分を算入しておつたという経緯があるにもかかわらず、四十七年度においては、これをほとんど全部特別地方債という借金に肩がわりをしたという地方財政の経緯がある。いままではそれを入れてくれたのに、急に地方債に肩がわりをし、しかも、その地方債の元利償還については将来また検討されてほしいというふうな財政局長さんのお話であるように、原資が減つてきて、率を上げなければならぬときに、さあつと地方債にかえていくというふうな形でやつていくと、起債にかわれれば、これは借金でありますから、利子をつけて返さなければならぬ。しかも、いま言つたように、元利を交付税の中に盛つていくのかというと、それはまだ盛つていないということになると、いつまでたつても三二%のアップができないということになるわけでありまして、事業費補正については、過去の実績は尊重すべきである。そうして、それを継続するとともに、いま言つた都市や市町村の自治体のモデル的な目標というものを掲げて、それに財源付与をしていくというふうな考え方を導入するならば、とうてい三三%という税率ではまかない切れない。だから、どうしても来年度には三三%を打ち破るために、いま言つたモデル的な一つの自治体というものを想定して、それに財源措置をしていくんだということを突破口にして、三二%の壁を四〇%程度まで引き上げてほしいというのがわれわれ地方団体側並びにわが党の意見であります。これについて、自治大臣、いかがでありますか。

○江崎國務大臣 交付税率の問題は、国税、地方税を含めての重要な根本的な問題でございます。いままでは順調な伸びを示してきておりました。私も、私ども政府・与党の議員の間にも、この交付税率をもつと伸ばすべきだという強い要請もございまして、したがって、これは今後の問題として、税制調査会などの意見にも耳を傾けたり、地方制度調査会の意見にも耳を傾けたりすることも当然でありまして、自治省としても、これはやはり大蔵省となお突つ込んだ話し合いをしていく必要があるというふうな思つております。特に、超過負担の解消ということがしきりに言われます。それから、この問題については、今後の具体的な検討課題というところで十分取り組んでまいるつもりでございます。

特に、来年度は、法人税率の引き上げというところが言われておりますだけに、地方交付税率の引き上げの問題は、これらとらみ合わせて考慮の余地が十分あるのではないかとこのように考えます。

○山田(芳)委員 先ほど財政局長と、私は、具体的な問題として、交付税が補助金の肩がわり的な役割りを果たしているという点を論議しておつたわけでありまして、それは政策論だということとで財政局長はお逃げになつたのだけれども、決して政策論だけでは解決できない。たとえば、一つの例にあげたのは私学なんですけれども、私学の補助金は、文部省は、大学と幼稚園には補助金を出さなくても、中間の私立の高等学校には補助金を出さない。それは結局、自治省が交付税で全額補助するという形で財源措置をしている。じゃ、幼稚園と高校と大学との間において、補助金を出さなかつたり出したりするという特別の理由があるのですかと聞いても、それに対してはさっぱり明確な答えがなくて、いや、これから拡充しますとか何とか、そんな答えしかないという状態であつたわけでありまして、私はなぜこういうことを言ふかという、各省の補助金のあとであつたり、あるいは各省が当然出すべき補助金を出さないのに、自治省としては、地方団体の要請やみがたく、補助金的な役割りを果たするような交付税とい

うものをつけているという形は、ある意味において、自治省としての自主性を害しているのではないかと。自治省としては、もつと自主的な交付税の配分方法というものを、先ほど言つた一つの標準的な地方自治団体の姿を描きながら、こういうふうにするべきものであるというふうな考え方に持つていていただきたい。どうも、各省から言われると、それを受けてある一定額を交付税の算定基準にほうり込んでいくという形が、私も過去十数年地方団体において予算編成をしている立場から言うと、多く見られる。これはまことに残念だということを思います。そういう点で、むしろ自治省としては、各省をしっかりとつくるくらいにして、そういうものは補助金を取つてこい——自治省が交付税でしるぐいすすれば、それでできているのだという言い方はけしからぬというふうに思うのです。御承知かどうかかわりませんが、私も、厚生省や文部省は、これはこういう仕事をしなさい、なお自治省と、これは交付税の中で幾ら幾らを算入してあるから念のため、という通牒はほとんどやつてゐる。こんなばかなことではないというふうに私は思うのですけれども、そういう点で、自治省としては、もう少し各省に対して——そういう交付税の中で財源措置がありますからこうしろというふうな通牒に対しては、地方団体側としてはやはり納得できないところがあるというふうなわれわれ考えておつたところでありまして、その点について、大臣並びに財政局長さんはいかがお考えになっておりますか。

○江崎國務大臣 おっしゃるとおりでありまして、自治省としては、相当強く関係各省庁に助成額なり負担率について要請するように話をすると同時に、大蔵省に対しても、このことで絶えず注意を喚起していくことは必要だと思ひます。実は、きょうの閣議でも、公共事業の弾力的運用に關係いたしまして、私、特に発言を求めて、この公共事業の推進にあつては、特に、その事業主体の緩急性を十分考へる、それから、最近是非常に資材が値上がりを見ておりますので、そう

いった度合いも勘案して、地方公共団体に對する助成措置も、十分実情に即したようにこれが取り計らわれませんと、地方公共団体の事業がとんざするわけで、そういうことのないように、弾力的運用ということとは、不要不急のものを早くやらないうで延ばせという、ただ公共事業の問題だけであつてはならぬ、やはり、緩急自在というなら、そこに、金額的なもの、資材の値上がり等々についても、きめこまかな配慮がなされてしかるべきだ、ということをおしやるような点について努力をしまひたいと考えております。

○鎌田政府委員 午前中もお答え申し上げたこともございすけれども、私どもいたしましては、国と地方とが手を携えて金を出し合つてやうにいく仕事、それから、地方団体の自主にまかしていい仕事、そういうものがある程度はつきり区分けをすべきではないだろうか。でございすから、ものによりましては、この補助金をとるよりも、それだけの財源を地方団体に付与する、地方団体が自主的に財政運営の一環としてその支出をしていく、こういう財源の付与ということも考えていいのではないだろうか。補助金のあと追ひということでは交付税があつてはいけないうことと考えておる次第でございす。その点につきましては、全く同感でございす。

○山田(芳)委員 いま、実は、大臣に、公共事業の面についてお伺いしようと思つておつたのですが、地方では、いまお話をあつたように、緩急という中で、特に災害の復旧については、雨季を前にして非常に困つておる。中小の建設業者は、赤字の出るようなものを引き受けざるを得ないというので、実は泣いておる。大手の天下組といううなもの、そういうものはいまはもう引き受けないうようなことで、決壊している河川を前にして、住民は、いつ手がつくのだろうか、いつセメントが入るのだろうかというのを言うておるわけでありす。私も、商工委員会の中の議論を聞いておりますと、どうも、六月の雨季ぐら

いで事業の調整をやらぬとなかなか回らぬのと違ふかといううなことを言われるようなことすら聞いておるといふことで、確かに、景氣を押えたりするためにも、公共事業を五〇%台、六〇%未満で上半期は押えろという趣旨については、不急不要のものについては賛成をしますけれども、特に、地方における災害は、昨年は非常に災害が多かつたわけでありす。その災害については、國務大臣としての自治大臣として、いまのお話では、閣議でお話があつたということのようでありすけれども、災害復旧については、梅雨季を前にして、あるいは九月を前にして、一日も早く完成ができるように、引き続いて格段の御努力をお願いしたいといふことを申し上げておきたいといふふうに思ひますが、この点についてお願いいたしまし

○江崎國務大臣 非常に重要な御指摘でありまして、少なくとも、災害復旧に際して、その基礎資材であるセメントがないといふようなことがあつてはならぬと思ひます。これは優先配分を受けられるように、建設省であるとか、特に通産省等々については、具体的によく折衝したいと思ひます。御指摘には全く同感です。

○山田(芳)委員 もうあとの方に譲りますが、最後に、先ほど話をしておつたのですけれども、交付税の中にやはり超過負担の問題があるといふことを申し上げるとともに、この超過負担は、金額的には正をするといふ財政局長のお話しであつたのですが、いわゆる単価における超過負担とともに、数量不足といふものがあるわけでありす。私は幼稚園の例を言つたのでありすけれども、たとえば十萬の団体の幼稚園の規模は、四園で、全面積が二千八十平米、収容人員七百六十人といふことで、一園当たりの平均収容定数九百十人、五百二十平米といふことになつておるのです。これをはるかにこえてる基準面積を文部省としては採用しておる。だから、交付税の中の基準と文部省の基準が合つていない。文部省のほうが大きいといふうな形になつておる。先ほ

ど、単価にしても、その他にしても、国の基準に合致しているのだといふうな財政局長のお話しであつたのですが、文部省の基準であるところの幼稚園一つとつてみても、必ずしも基準に合つていないといふうな数量不足があるわけでありす。それを鉄筋でまた補正する。最近ではもう鉄筋でなければならぬ世の中になつておりますが、そういう点が必ずしも先ほどの答弁と合つていないといふうに思ふのですが、この点について財政局長さんによつてお答えをいただいたいと思ひます。

○鎌田政府委員 いま担当の者に急遽調べさしてありますが、私、文部省の基準よりも下回つた形で交付税の基準財政需要に入れておるといふのは初耳でございまして、もし、私のほうの不勉強で、それが事実でございましたらば、是正をいたします。

○江崎國務大臣 いま局長からお答えいたしました、この超過負担の問題といふのは長年の問題で、しかも、せつかく昨年調査をして、調査をしました六事業については、この超過負担を解消しようといふおきからでありますので、いま御指摘のような点等については、積極的、しかも具体的に措置をいたしたいと思ひます。

○山田(芳)委員 いわゆる予算の超過負担については、大蔵省の関係があるので、非常にむずかしいと思ひます。しかし、交付税の単位費用の問題は自治省でおやりできるわけですから、まず、みづから随より始めていただきたいといふことを申し上げておきたいと思ひます。

なお、先ほど局長にお願いしておいたところの、いわゆる交付税の算出の額と、決算の一般財源充当額との費割別の資料をひとつ御提出をお願いしたい。よろしく願ひして、私の質問を終わります。

○上村委員長 小川省吾君。

○小川(省)委員 前の委員のほうから、こまかに各方面にわたつて質問がありました。私は、だい

ぶ時間が中途はんばでございすので、あまり長くやるのもあれですから、五時を回つて適當なところで打ち切らしていただいて、あとは明後日に回していただきたいといふことをあらかじめ御了解いただきたいと思います。

若干重複するかと思ひますけれども、まず、最初に、交付税率の点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

地方財政が重症になつてゐる。こういう点は前々から指摘をされておりましたし、地方財務協会から出してあります「地方財政詳解」の中でも、抜本的な対策を立てることが必要だといふ点は毎年のように打ち出されておるわけでありす。御案内のように、現在の交付税率が三二%に設定されたのが四十一年でございす。交付税率の率としては、すでに耐用年数が来ている。住民の要求に基づくところの行財政の需要が非常に高くなつて、三二%の交付税率では、先ほど来の質問にもありますように、住民の要求にこたえられない状態になつてゐる。このように考えた場合に、当然、国からの手厚い助成が必要であると同時に、何といひましても、やはり、税源の再配分であるとか、あるいは都市税源だとか、税源確保が非常に必要であるのかかわらず、本年度都市税源の確保等も見送られた。しかも、交付税率の引き上げもされない。そういう中で、交付税特別会計から九百五十億の借り入れを起してゐる。このことは、現在の交付税率の三二%は低きに失しているといふことを明らかに示してゐると思ひます。そういう意味で、本年はその好機であるにもかかわらず引き上げをしなかつた理由と、交付税率の引き上げについて、自治省としては、今後、具体的に、どのような態度、どのような考え方を持つて臨まれるのか、それをまず最初に、若干重複をいたしますが、お尋ねをいたします。

○江崎國務大臣 交付税率については、先ほどもお答えをしておりましたが、国税三税の伸びも順調でありまして、三二%とは申しながら、税源そのものはだんだん大きくなつておるわけでありま

いたしまして、絶えず標準施設あるいは標準行政の内容といふものに検討を加えながら、この財政措置にそのないようにならしてまいりたい。

現在の段階におきましては、そういうことで、私もいたしましては、全体としてつじつまが合っていると申しますが、その財政運営の上に支障を生ずることのないように運営いたしておるといふ判断をいたしておるわけでございます。

○小川(省)委員 先ほど山田委員の質問の中で、府県においての百七十万、市においての十万といふことで、段階補正の段階でいろいろなことが出てくるのではないかとこの点は承っておつたのですけれども、私、具体的な例をあげて局長にお尋ねをしたいと思います。

私のところは群馬県なんですけれども、ほぼ標準団体の事例なんです、私のところの四十七年のもを見ますと、道路費のうち、舗装道路費が、四十七年基準財政需要額が七億五千八百三十三万三千円で、一般財源の所要額が八億二千四百六万六千円で、財源不足額が六千五百七十三万三千円になります。橋梁費を見ますと、基準財政需要額が九千四百七十九万二千円で、一般財源の所要額が二億五千三百二十九万六千円で、財源不足額は一億五千八百五十四万四千円です。このことは、舗装道の延長の増加や、あるいはまた永久橋の建築がそういう行政需要に応じて進んできておるのにもかかわらず、維持補修費の算入を怠っているのではないかと、補修費をもう少し多量に算入をしていかないとこのようなギャップが生じているんだというふうに私は思いますけれども、その辺についてはどうですか。

○鎌田政府委員 地方団体の道路の建設なり、維持補修ということになりまして、これにつきましましては、府県の場合でございますと国庫補助がございいます。また、地方負担に当たる分といたしましては、軽油引取税あるいは地方道路譲与税、その他の財源があるわけでございます。さらに、また、そういったものを差し引きまして、残りの部分につきましては、これを基準財政需要に入

るといふやり方でやっているとございまして、総体としての交付税の基準財政需要の全体計画、それから目的財源、国庫負担金といったものの全体のバランスというものをとって、私も、毎年地方団体に交付税の配分をいたしておるわけでございますが、ただ、その場合におきまして、先ほど申し上げましたように、財政需要は全部を見るといふわけではなくて、いまの二割なり三割五分の見合いの分を基準財政需要の算定の外に置かれる。そのところで、どうしても決算の数字とはそこを生じてまいるわけでございます。あるいはまた、給与費の場合でございますと、職員の給与につきましましては、国家公務員の給与に準じて算定をいたします。したがって、国家公務員の給与を上回って支給しているものがございますれば、その分は交付税の基準財政需要の計算上には入ってまいらない。そういったいわばすき間と申しますか、これにつきましては、先ほど申しました基準財政収入の算定外に置かれてる留保財源、そのほかの雑収入、諸収入によってまかなわれる、こういう財政の仕組みに相なっておるわけでございます。

○小川(省)委員 先ほどそういう説明をされましたけれども、やはり、行政需要が先行する。そして、自治体がその需要に応じて具体的な仕事をやらざるを得ない。やることが住民のプラスになる。そういう形で自己の財源を勘案しながら行政需要にこたえていく。ところが、一方、基準財政需要の算定にあたっては、従来どおりの、いわゆるお役人ルールの慣例にのっとり算定ですから、実際の住民の需要といふものは算定の基礎の中に入っていない。こういうところにかんがりの問題があるのではないかとこのように実は考えているのです。

河川費についてちょっと局長にお尋ねをしたいのですが、河川延長に対して、人口を指標としているのですけれども、河川の延長と人口要素との相関関係はあまり妥当性がないんじゃないかというふうに考えるわけです。また、そのままとす

ば、大幅に引き上げていかなければならぬのじゃないかというふうに思っています。特に、砂防費なんですけれども、人口要素との関連性はきわめて希薄だといふふうに思っています。四十五年度まで用いていた後背地の面積及び山地面積を係数として用いたほうが、砂防費等についてはより妥当ではないかというふうに考えますけれども、そのような測定単位のとおり方とか、そういう問題について、地方団体が一般財源を突っ込まなければならぬような状態が実は出てきているのだというふうにも考えるのですが、その点についてはいかがですか。

○鎌田政府委員 河川に關する単位費用の算定は、実は、なかなかむずかしい問題がございまして、従来の交付税でやっておりますやり方といたしましては、河川の延長、それから流域人口が的確につかまえられるわけでございますけれども、それがつかまえられるために人口を用いる、それから、もう一つは、いわば均等割りのなもので、この三つの要素によりまして河川の経費との相関度が一番高い、こういうことではいっておるわけでございます。ただ、それをもつてしましても、現実の地方団体の財政負担というものにたえかねるところがございまして、さらに、これに事業費補正を加味いたしまして、標準的な負担を越える部分につきましては、現実の負担額の四割というものを事業費補正という形で補正をいたしまして、それで実情に合はせておる、こういうことでございます。

私ども、単位費用というものはございます場合に、いかなる要素が、その行政項目の必要といたしましては、財政需要との相関度が一番高いかということをお考えながらやっているとございまして、現在のところにおきましては、いま申しました三つの要素を勘案いたしまして単位費用をはき出すというところをいたしておるわけでございますけれども、もちろん、私どものいまの考え方が最善、最高のものだといふぬばれは持っておりません、ただ、ございまして、地方団体の御要望、御意見、

あるいはただいま先生のお述べになりましたような御意見等を参酌しながら、引き続いて改善をはかってまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○小川(省)委員 確かに、測定単位のとおり方については非常にむずかしい問題があるというふうに思いますが、実情に即するような方法を検討して、地方自治体がそういう面で悩まないような方法をぜひ引き続き検討しておっていただきたいと思うのです。

さらに、こまかい問題で二つばかりお尋ねしたいのですが、農業行政費の測定単位として、現在は、耕地面積と農家戸数とされているわけですね。この算定にあたって、現在の農家の実情からして、専業農家、第一種兼業農家、第二種兼業農家に区分をして、それで種別補正または密度補正を適用するほうが実には妥当ではないかというふうに考えています。御案内のように、現在の農基法行政というのは、自立経営農家を育成していくというのが政府の農業政策の基本のほうであります。そういう面から考えれば、当然、基準財政需要額にこれを反映させなければならぬというふうに思っています。実際に、第二種兼業農家を包含するような事業費目というものはあまりないわけですね。農業協同組合の指導費とか、あるいは農業共済団体の指導費くらゐのものだというふうに実は思っています。そういうふうな点を是正をしていかなければ、ほんとうの意味での、政府の方針でいう自立農家の育成というふうな観点からした場合に、交付税の算定において国の農業政策と合わないのじゃないか、こんなふうに私は思っています。ですから、このような形で区分をしていったほうがより妥当だといふふうに実は考えているわけですが、けれども、そのような御意図をお持ちでしょうか。

○鎌田政府委員 農業行政費の測定単位におきまして、いまの専業、第一種兼業、第二種兼業というふうに分け、それぞれに種別補正をやることは非常に精緻なやり方だと思います。ただ、私どもの問題といひますか、悩みをいたしましては、この一

なっております。ものによりまして、一月の時点で非常に上がっているようなもの、しかも今後なかなかおりそうもないようなものについて、たとえば木材なんかにつきましては七〇%ぐらいのアップもございます。鋼材——鉄筋でございますが、これが大体二、三%のアップになっております。ただ、セメントにつきましては最近いろいろ問題になっておりますが、これにつきましては、私たちが調査いたしました時点では、単価のアップが比較的少なくて、三%程度のアップでしかなかったわけでございます。

○小川(省)委員 わかりました。いずれにしましても、特に、セメント等については、当時の調査した時点がそうでありませうけれども、これは無制限に上げるといふことではありませうけれども、実際に地方の公共団体が業務をしていくのに支障のないように、いわゆる入札に付して、その単価のために落札がないというふうなことがないように、実勢に合ったといふべきか、具体的な実情に見合ったようにぜひ検討をしていただきたいと思ひます。

そこで、自治省に伺うのですが、この物価値上げによるところのこれらの資材の値上がり等が新しい超過負担を生んでいるのじやないかと考えられますけれども、自治省としては、このような具体的な値上げについてどう考え、この物価値上げの中で新しく生じてくるであろう超過負担についての対策をどう具体的に——いままでのものはありますけれども、このような状態の中でどう具体的に取組んでいくかと思ひます。

○鎌田政府委員 この点につきましては、私どももたいへん憂慮いたしておる問題でございます。せつかくの年来の懸案でございました。超過負担の解消につきましては、義務教育施設、あるいは公営住宅等について、四十八、九年度で解消をはかつていこうというやさきにこの物価高でございまして、これまた新しい超過負担の原因をつくつていくということになりますと、これは全く

遺憾にたえないところでございます。特に、この問題で地方団体が現在訴えておられますのは、義務教育施設と、それから公営住宅といったところが大きいわけでございますので、そこで、私どもといたしましては、それらの点を中心にしながら、これはもちろん補助単価の是正という問題になってまいるわけでございますので、直接的にはそれぞれ担当の各省、あるいは大蔵省、こういうところと善処方を申し入れをいたしておるところでございます。現在政府部内で話し合いを続けておるところでございます。

○小川(省)委員 実は、時間もかなりなくなりましたし、他からお呼びしてある方がありますので、その問題を多少やらしてもらいます。

給与費関係について伺ひたいのですが、本年度の地方公務員の給与改定経費については、地方財政計画では、給与経費の五%、一般行政費で三%、計八%が計上をされております。交付税では、四月実施ということですが、二千四百三十億が見込まれているわけなんですけれども、ことしの春闘の結果から判断をいたしますと、相当高率な引き上げになろうというふうに考えられます。

どういう形で結論が出ようとも、自治省は、現在の地方自治体の財政状況からするならば、交付税で当然財源措置をしていくべきであるし、従来もやってまいりましたし、当然やるべきだといふふうに思ひますけれども、この結果については、当然措置をしていくわけですね。

○鎌田政府委員 このし給与改定の幅と申しますが、そういうものがどういう形になりますのか、現在の段階では全く推測、推定の域を出ないわけでございますが、ただいま御指摘のありましたように、地方財政計画、したがって、交付税の算定におきましては、この給与改善費といったしまして五%、それから三%分を一般行政経費の中に組み込んで、総額八%につきまして、四月からの実施ということとを前提にしての所要額を積み込んでございます。

それで足りない場合という、その場合の措置で

ございますけれども、これにつきましては、これまでと同様に、地方財政の状況等も勘案しながら適切な措置を講じてまいり、こういう方針でおるわけでありませう。

○小川(省)委員 私も地方にあって見てきたんですけれども、いまの鎌田財政局長の優等生答弁を聞きますと、適切な措置を講ずるということとは、従来も措置してきたから、そのようにやりますという理解でいいわけですね。

○鎌田政府委員 そのとおりでございます。

○小川(省)委員 それで、人件費、給与費の話が出たんですけれども、逐年、予算規模の拡大と同時に、人件費の全体の中に占める比率は低下をしてきているというふうに実は考えているわけなんですけれども、自治体の実情からいってこれに言えないのですけれども、人件費の占めるパーセンテージは、いわゆる地方公共団体とすれば、大体どのくらいが適正なんだというふうに自治省は考えているんですか。

○鎌田政府委員 この点は非常にむずかしいお尋ねでございます。人件費の地方財政に占めます割合、これは、それぞれの地方団体によりましてかなり差がございます。私どもの一つの考え方といたしましては、いわゆる経常収支率、一般財源の中に占めますところの人件費なり、あるいは公債費、公債費と申しますのは元利償還経費でございますが、そういうものでございませうか、あるいは社会福祉系統のいわゆる義務的な経費、これが占める割合を経常収支率と申しておるわけでございますが、この経常収支率というものでございまして、現在一般財源の中で人件費の占めております割合というものをみました場合に、三十六年度におきましては四二・三%、四十六年度におきましては四二・六%、大体この辺のところを推移してまいりということが適当ではないだろうか。ただ、繰り返して申しますように、この人件費の割合は、分母の歳出規模あるいは一般財源の規模が大きくなりますれば、当然これは減つてまいり

ます。それが少なくなりますれば大きくなってまいり。こういうことで、一律的にどの辺が適当だという線はなかなか申し上げにくいと思ひます。

○小川(省)委員 いまさら私どもが申し上げるまでもなく、特に、公務労働の中には、いわば人件費即事業費というような職員が数多くあるわけでありませう。特定の地方公共団体の人件費が、あるいはいま言われるように、経常収支率が少し高い、計数の上では平均をちよつと上回ったというふうなことで判断をして、自治体を苦しめるといいますか、自治体に対して圧力をかけるようなことはぜひ慎んでいただきたいというふうに実はお願いをいたしておきたいと思ひます。

そこで、総理府の皆川人事局長さんにお尋ねをいたしたいわけですが。本年の春闘も実は大波を越えたわけですけれども、公共企業体の職員、いわゆる公労協の職員の賃金と公務員の賃金というのは、当然相関係があるわけですね。そこで、本年は、公共企業体の当局も当事者能力を発揮して、有額回答を出して、最終的には、調停で、単平均で一七・五%という定昇込みの金額になったわけなんですけれども、公共企業体の当局が有額回答をされる際には、当然、総理府は協議、相談にあずかつていこうというふうに判断をいたします。そういうことだとすれば、公労委が示された引き上げ率はとにかく一七・五%というものでありませうから、従来からも、公共企業体関係の職員がこうなれば公務員についてはこうなるんだというのが大体年々あるわけですね。私どもはそういうことを見てきたわけですけれども、そういうものから判断をしますと、従来の関連からして、公務員のことしの賃上げ率というのは大体どのくらいになるというふうに局長さんは判断をされておりますか。

○皆川政府委員 これは御案内のように、公務員の賃金ベースにつきましては、広く国民の理解、納得が要る。こういう立場から、人事院の民間給与調査というものに基きました勧告、これを尊重して政府は措置をするという基本的な考え方を

從來からとっているわけでございます。今後とも同じような考え方をとっていくわけでございます。いまお尋ねのありました点は、むしろ人事院でどうお考えになるかというところはあろうかと思いますが、私もとしましては、従来の経緯から、ある程度それが相関的なつながりがあるというところは判断いたしておりますが、どのようなものをお考えたいかというところは、ちよつと私の立場からは申し上げにくい問題であらうかと思ひます。御了承いただきたいと思ひます。

○小川(省)委員 従来の経緯があるわけですね。大体、公共企業体の職員の賃上げがこのくらいの場合にはこうなるといふのがあります。実際に公共企業体の賃金決定にあたって、公共企業体からの有額回答を出す際等について、総理府というものは、役所として協議、相談は受けないのでしょうか。

○皆川政府委員 公共企業体の給与を決定する場合には、私のほうは受けません。ただ、事後の報告はいただきますけれども、事前の御相談というものはございません。

○小川(省)委員 しかし、現実には、春闘共闘委員会の相談、いわゆる団体交渉等に当然中心となつて当たられ、あるいは公務員共闘との交渉等に当たられる総務長官がいるわけですね。だとすれば、私も戦後ずっとそのような立場に入ってきたから、いまあなたが言われるような人事院の存在も、人事院がやっていることも承認をいたしておるわけでありませうけれども、しかし、実際に公共企業体の職員の賃金と公務員賃金というのは相関関係にあるわけですから、大体こうなればこうなるのだというところは常識としてあるのだと思ひますが、その点どうですか。

○皆川政府委員 御承知のように、公共企業体の賃金をきめる一つの基準が民間賃金の動向であらうと思ひます。国家公務員の場合も、民間賃金の動向が一つの基準になるわけでございますから、結果的にはある程度のつり合いのあることは御指摘のとおりだと思ひます。

○小川(省)委員 では、それは人事院のほうに伺うとして総理府として私は伺ひたいのですが、人事院の役割りというものは承認はしているのですが、むしろ人事院に対して公労委のような役割りを果たさせて、使用者である政府が責任を果たしていったらどうだろうか。人事院報告というものは人事院がやってきたわけですが、人事院の果たしてきた役割りは一応終了したのではないのか。当然、公共企業体等でも有額回答が出てくる。こうなつてくれば、大体賃金のきめられる原則というものは、使用者と労働者が協議をしてきめていくわけなんですけれども、そういう状態の中で、言うならば、政府としても当然責任のある立場で賃金の要求に対して具体的な回答をいっていい時期にきているのではないかとはいふに考えますけれども、人事局長さんとしてはどのように考えておられますか。

○皆川政府委員 これはいろいろ議論のあるところでございますが、現在、そもそも、普通の公務員と公共企業体の職員の賃金決定の仕組みを根本から変えておるわけではございません。一般の公務員の場合には、民間給与調査をいたした上で、人事院の勧告によつて措置をする。公共企業体の場合には、これは税金によらないというたてまえでございしますから、その企業の経営の中で、労使である程度話し合いをして、どうしても片づかない場合には公労委で裁定をしていただくということになつておるわけでございます。したがつて、公共企業体の関係が当事者能力である程度前進したからといって、直ちにこれが一般公務員の賃金決定のほうに適用になるといふことにはならないだらうと思ひます。

一般公務員の場合には、その賃金をどこにめどを置いてきめたいかという問題は、非常に基本的にあるわけでございます。現在、これを人事院の調査能力によりまして、民間の給与決定状況を調査した上で、部門別の公務員の賃金の勧告をする、こういう仕組みになつておるわけでございます。この仕組みを直ちに改める必要はない

と私たちは考えておるわけでございます。

○小川(省)委員 そういう公式な答弁をお伺ひするならば、私は聞かなくてもわかるのですが、そうでないからあなたのお考えを聞いています。私もそういうふうな仕事に従事してきましたので、いまあなたが言われるような答弁ならば、私もわかるのだ。しかし、人事局長としてどう考へていかうかということを実はお聞きしたわけなんです。どうもたいへん御苦勞さまでした。

人事院にお尋ねをいたしますが、現在、民間事業所の実態調査をやられているさなかだといふふうに思ひますが、過去の毎年の経緯から見た場合に、民間の大手なりあるいは公労協の賃金の引き上げが、大体状況がはつきりしてきたわけでありませうけれども、どのくらいのことしの引き上げ額になつてくるかと考えられるのか、従来の経緯から考へてお答えをいただきたいと思ひます。大体どのくらいのことしはなりそうかといふことは、これはもちろん調査結果からはじき出すわけですが、具体的なものは出てこないといふふうに思ひますけれども、毎年やつてきておられるわけですから、大体どのくらいになるかといふふうに考へたいと思ひます。

○尾崎政府委員 先般の三公社五現業におきます調停案は、民間賃金の動向を考慮してつくつたものといふふうに私も私としては理解をいたしておるわけでございます。私も、現在、民間調査につきまして、全国的な規模で五月一日から実施をいたしておりまして、民間賃金の動向につきまといふふうには考えております。

公労委の調停案との関係でございますけれども、私どもの立場から申しますと、そういう大規模にやりました民間賃金の調査の結果というものが私どもとしてはやはり最も中心でございしますので、その結果によつて、公労委の調停案の中身と比較して評価をするというのが私どもの立場でございます。

○小川(省)委員 そこまでは手続的なことで、具体的なあれですからわかるのですが、大体、ことしでいくとどのくらいになりますか。

○尾崎政府委員 私どもの調査のポイントと申しますのは、民間における個々の職員につきまして、職種別、学歴別、年齢別、地域別といふことで個々の職員の給与を調べまして、個々の公務員の給与が、民間のそういう同じ条件のものについてどれだけ違ふかということによつて、それぞれの足らない分を上げていただくというのが私どもの基本でございます。いわば平均アップ率というのは、その結果ということになるわけでございます。

そういうことで、その結果がどうなるかといふ話でございますけれども、これは、私どもの總裁は、そういう御質問がございしますと、いわば選挙の開票を待つような気持ちでございしますといふようなことを答弁をされておりますけれども、私どももそういう気持ちで、息を詰めて今後の成り行きを見守るといふ気持ちでございします。

○小川(省)委員 実にすばらしい答弁をいただいたのでございますけれども、私も、実は、ラスパイレスなどというむずかしいやつを实地にやつてきてみた一人なんです。そういう意味で言えば、あなたが言われるような、厳密な、いろいろやつてというのではなくて、大体どのくらいになるのだということをお聞きしているの、ラフなところでひとつ答えてください。

○尾崎政府委員 私ども、いま申しましたように、民間賃金の調査をやつておりまして、公労協のほうの調停案は民間の関係を考慮してやられたといふことがあると理解いたしますけれども、私どもはさらに大規模な調査をしまして、同じ民間の状況を十分把握するといふことでやつておりますので、私どもとしては、民間の状況がそういう意味で十分に反映されるというふうに考へるわけでございます。

○小川(省)委員 そうすると、私が聞いていて、公労協も民間の調査をした。しかし、人事院の調

査は、確かに、もっと大規模な民間の事業所等の
実情調査をなされますね。そういう意味では、公
労協で出てきたような、少なくともその辺の数字
には、大抵民間の実情が反映されてくるだろうと
いう受けとめ方をしますけれども、いいですね。
そういうことでですね。もっともより詳細な調
査の上で数字が出てくるのだけれども、大体そう
なんですよということ、そういう受けとめ方で
いいですね。

○尾崎政府委員 民間の実態は十分に反映する
というふうに申し上げます。

○小川(省)委員 わかりました。そういうことで
受けとめさせてもらいます。

そこで、去る六日に、人事院は週休二日制の問
題について発表をされたようであります。調査を
されて発表されたのだというふうに思っております
けれども、実は、新聞で見ただけなので、詳細に
ついてはわかりませんけれども、職員局長さん
においでをいただいておりますので、いわゆる公
務労働の中の週休二日制の採用について、もち
ろん、勧告なり報告なりという形は別個に出すん
だというふうには思っておりますけれども、局
長さんとして、公務労働と週休二日制というもの
は基本的にどんなものなんだというふうに考
えられるのか。その勧告だとか報告だとかいうも
のは別にして、基本的な公務労働と週休二日制と
いうものについて、調査をされた簡単なアウトラ
インでいいですから、その関係についてお聞きを
いたしたいと思います。

○中村(博)政府委員 私どもが先般発表いたしま
したのは、昨年から始めておるわけでございます
けれども、公務員の勤務条件の諸般にわたって、
民間の動向というものを調査しようということ
で、調査いたしました結果を発表したわけござ
います。

まず、その結果の概要でございますけれども、
週休二日制に限って申し上げますと、相当進歩い
たしておるわけございまして、四十六年の調査
では一二・七%でございます。ところが、四十七

年十月調査、五月六日に発表いたしました調査で
は二一・九%、週休二日に限っては相当な進歩を
示しておるわけでございます。ただし、週休二日
と申しまして、これは何らかの形で週休二日
制をとっておるというところを全部つかまえたわ
けでございます。たとえば、その中で完全な週
休二日制というものは二%でございます。そこで、
とにかく週休二日制を何らかの形でとっておる
ところを一〇%といたしまして、総体の姿を見ます
と、月一回がやはり半数近く、四九・四%にな
っておるわけで、月二回ないしは隔週というものが三
六・八、月三回が一・二、完全週休二日、月四回
でございますが、これが九・三%、かように相
なっております。

そこで、このように、民間におきましても相当
な進歩を示しておるわけでございますが、先生
お尋ねの、公務労働と週休二日制の関係ござい
ますが、私は、これには三つの視点があると思
います。その一つは、やはり、職員の勤務条件を改
善するという点が一つであります。それからいま
一つは、そのような中でも、公務サービスは厳
として確保しなければならぬということ、この点
が一つでございます。それからさらに、第三の点と
しましては、国民感情が、公務員が週休二日制を
とることについていかか反応してくるかというこ
と。この三つが柱であるかと私は思います。しか
も、公務労働の中には、御承知のようにいろいろ
な職種があるわけでございます。国民の方々へ直
接にサービスを提供する窓口業務もございます。
あるいはまた、羽田空港の管制官というふうな方
もあるわけでございます。私ども、このような方
期の交代制勤務者で、五十二時間とか五十一時間
とかいう長期の長時間労働に従事しておられる方
々につきましては、昨年の中ごろから努力をいた
しまして、この四月一日からすべて四十八時間に
押し込めてしまったわけでございます。

そのような過程を通じて、先ほど申し上げ
ましたように、公務員の勤務条件ということとはあ
くまでも第一義的に念頭に置きつつ、他の二つの

要因を十分に勘案いたしましたして、その三者が一体
となった時点がこの実施可能な時期であると、か
ように私は考えております。

ように、あるいはまた、国の教職員の給与に地方
の教職員の給与が準ずるようになり、私どもは、公務
員の給与なり、待遇なり、あるいは勤務条件とい
うものは、基本的には国家公務員に準じて定めら
れているのが現在の体系だろうというふうに思っ
ておるわけですね。任命権者の相違はございませ
ん。雇用、被雇用の関係の違いは確かにございませ
ん。任命権者の中にもいろいろ問題が実はあ
るところもございまして、少なくともあの段階
で七項目協定の中で盛り込まれた考え方、精神とい
いますか、かわされたところの大綱というものは、
これはやはりそういう形で準用されたいというお
かしいのですけれども、そういう形で当てはま
ってくるものだというふうに理解をしております。
が、これは間違いないですか。

大臣にお聞きしたいのですが、四月の二十六日
から二十七日にかけて、四・二七のゼネストです
か、春闘共闘委員会と政府、官房長官を中心とし
て、夜を徹して話し合いをしまして、一応の段階
で終了したわけですが、七項目の協定とい
うのがかわされたわけですね。これは、マスコミの
中では、この七項目協定の中で、職員の問題とい
うのがかなりのウエイトを持っていたというふう
に報じられております。地方公務員は春闘共闘委
員会の一員として、当然、公務員共闘として入っ
ているわけですから、政府と春闘共闘委員会がかわ
したこれらの七項目の協定の精神というのか考
え

方、それは当然地方公務員にも当てはまってくる
というふうに私どもは理解をしております。その
ういう理解でよろしゅうございませうか。

○江崎国務大臣 これは当時から議論のあったと
ころでして、地方公務員の場合は、直接政府が雇
用者でございせん。そんなことから、地方公共
団体の職員の問題、それから教員の問題——教職
員と言ってもよろしゅうございませうが、教職員の
問題、こういったものは直接政府として関与しな
いというふうな解釈で、閣議においても議論をさ
れました。特に、文部大臣等から、教員の問題に
ついては議論があるというところで申しておられ
まして、私どもも直接雇用の立場にありませんの
で、やはり、それぞれの地方公共団体において当
然実情に沿っているような措置が行なわれるもの
というふうに考えておるわけでございます。

○小川(省)委員 確かに、直接の任命権者は各自
自治体の長でございますし、そういう点で、地教委
といいますが、県教委、教育委員会ということに
なるわけなんですけれども、たとえば公務員給与
が、地方公務員の給与が国家公務員の給与に準ずる

ように、あるいはまた、国の教職員の給与に地方
の教職員の給与が準ずるようになり、私どもは、公務
員の給与なり、待遇なり、あるいは勤務条件とい
うものは、基本的には国家公務員に準じて定めら
れているのが現在の体系だろうというふうに思っ
ておるわけですね。任命権者の相違はございませ
ん。雇用、被雇用の関係の違いは確かにございませ
ん。任命権者の中にもいろいろ問題が実はあ
るところもございまして、少なくともあの段階
で七項目協定の中で盛り込まれた考え方、精神とい
いますか、かわされたところの大綱というものは、
これはやはりそういう形で準用されたいというお
かしいのですけれども、そういう形で当てはま
ってくるものだというふうに理解をしております。
が、これは間違いないですか。

○江崎国務大臣 どうもこれは非常に微妙なところ
ですが、いま私が答えましたのが正確な政府の
認識だということに考えております。

○小川(省)委員 もう一回言ってください。
○江崎国務大臣 双方いろいろの見解の相違等々
もあるわけですが、御指摘のように、国家公務員
の待遇がきまれば、それに準じて地方公務員の給
与が右へならえでございまして、この原則におい
ては、私どもそのとおりだというふうに考えてお
ります。ただ、あの場面において政府が取りかわ
しました七項目の協定書というのですか、あの話
し合いの決着が、そのままだ地方公務員について政
府の責任であるというふうには考えておりません。

○小川(省)委員 お答えにならなくてもけっこう
なんですけれども、いまおっしゃったことはよく
わかりました。確かに、政府が直接地方公務員の
いわゆる任命権を持っておる雇用、被雇用の関係
で、雇用者であるというふうには私どもも考えて
おりませんけれども、そういうふうな意味でいま
の江崎大臣の発言を理解をいたさせてもらいます。答
弁は要りませんけれども、反論がありましたら
やってください。そういう理解で受けとめます。
任命権者ではないですからね。

そこで、実はまだいろいろ御質問申し上げたいわけですが、冒頭に申し上げましたように、かなり五時を回ってまいりましたし、あれですから、もう少し質問したい事項がありますが、委員長のお計らいで、木曜日の冒頭に若干の時間をぜひいただきたいということをお願いいたします。

○上村委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○上村委員長 速記を始めてください。

次回は、来たる十日木曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十八分散会